

自己点検・評価報告書

2006年9月26日

駒澤大学法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。	5
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	9
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	10
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	13
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	15
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	17
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	19
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	20
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	21
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	23
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。	24
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	26
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。	27
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。	28
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。	29
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。	30
3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。	31
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。	32

3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。	34
3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。.....	35
4-1-1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。.....	36
4-1-2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。.....	40
5-1-1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。.....	44
5-1-2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。.....	46
5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。.....	48
5-2-1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。.....	49
5-2-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。.....	51
6-1-1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。.....	53
6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。.....	54
6-2-1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。.....	57
6-2-2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。.....	59
7-1-1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。.....	62
8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。.....	64
8-1-2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。.....	66
8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。.....	68
8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられ	

	る体制があり、有効に機能していること。……………	70
8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること……………	72
8-2-4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。……………	73
8-3-1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。…	74
8-3-2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。…	75
8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。…	76
9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。……………	78
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。…	79
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。……………	80
9-2-1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。……………	81
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。……………	83
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。……………	84
第4	その他……………	85
別紙6-1-2<2>	各科目について	
別紙1	学生数および教員に関するデータ	
別紙2	教員個人調書	

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 駒澤大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称
法曹養成研究科法曹養成専攻専門職学位課程
3. 開設年月 平成16年4月1日
4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 青野博之
所属 法曹養成研究科(法科大学院)
職名 教授(法曹養成研究科長)
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4764

5. 認証評価対応教員

①氏名 皆川治廣
所属 法曹養成研究科(法科大学院)
職名 教授
役割 自己点検・評価実施委員会委員長
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4723

②氏名 小松良正
所属 法曹養成研究科(法科大学院)
職名 教授(法曹養成専攻主任)
役割 自己点検・評価実施委員会副委員長
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4742

③氏名 受川環大
所属 法曹養成研究科(法科大学院)
職名 教授
役割 自己点検・評価実施委員会委員
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4779

④氏名 熊谷芝青
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 自己点検・評価実施委員会委員
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4768

⑤氏名 對馬直紀
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 助教授
役割 自己点検・評価実施委員会委員
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4745

⑥氏名 杉原哲男
所属 法科大学院事務室
職名 事務長
役割 自己点検・評価実施委員会委員
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4709

⑦氏名 藤野幹之
所属 法科大学院事務室
職名 係長
役割 自己点検・評価実施委員会委員
連絡先 駒澤大学法科大学院
世田谷区駒沢2-12-5
03-5712-4703

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

駒澤大学の自己点検・評価制度は、学部、大学院、短期大学を全体とした「全学自己点検・評価委員会」が組織されており、本法科大学院（法曹養成研究科）については、大学院の中の一研究科として自己点検・評価を実施しているが、これとは別に、専門職大学院として第三者評価機関による認証評価を5年ごとに受けることが必要となっている。

今回の第三者評価機関による認証評価を受けるにあたり、法科大学院研究科教授会のもとに「第三者評価検討委員会」を暫定的に設置し、認証評価機関の選定、実施日程の設定、認証評価報告書作成準備等の作業を開始した。その後、法科大学院独自の自己点検・評価を実施するために必要な事項を定めた「法科大学院自己点検・評価に関する規程」（資料1）を平成18年4月1日付で制定し、この規程により定められた「自己点検・評価実施委員会」が「第三者評価検討委員会」で進めてきた業務をすべて引き継いだのであるが、そのプロセスは次のとおりである。

1 法科大学院第三者認証評価機関の決定

本法科大学院が認証評価申請を行う第三者評価機関をどの機関にするのかについては、第三者評価検討委員会（平成18年4月1日付規程制定後は自己点検・評価実施委員会。以下「委員会」という。）で審議の後、法科大学院研究科教授会、常任理事会（理事会で決定した事項の執行機関）の議を経て、財団法人日弁連法務研究財団とすることを平成17年6月22日に決定した。

2 認証評価実施日程の決定

認証評価申請を実施する時期については、財団法人日弁連法務研究財団と事前に相談のうえ、前項と同様な手続きを経たのち、次のとおり決定した。

- (1) トライアル評価 平成18年6月5日 現地調査実施
- (2) 本評価 平成18年11月13日～15日 現地調査実施

3 トライアル評価の実施

トライアル評価の実施は、現地調査実施日の決定と併せて、評価基準分野9分野のうち6分野を行うことはすでに決まっていたので、本年2月14日開催の委員会において、自己点検・評価報告書作成の役割分担を決定のうえ、3月28日および4月11日開催の委員会で最終的に取りまとめた。

この自己点検・評価報告書を4月12日開催の研究科教授会へ報告、4月

19 日開催の法科大学院自己点検・評価委員会で審議決定、4月 28 日付で財団法人日弁連法務研究財団へ関連書類と併せて申請した。

現地調査は6月5日に実施され、その結果は「法科大学院トライアル評価における評価報告書原案」として、8月4日付で財団法人日弁連法務研究財団より示された。

4 本評価に向けての自己点検・評価報告書の作成

トライアル評価を実施しなかった9分野のうち3分野については、7月19日開催の委員会で自己点検・評価報告書作成の役割分担を決定し、また、トライアル評価を実施した6分野については、財団法人日弁連法務研究財団から送付された評価結果に基づき、その中で指摘された項目の再点検・評価を行った。

この自己点検・評価報告書を9月13日開催の研究科教授会へ報告、9月20日開催の法科大学院自己点検・評価委員会において審議決定のうえ今回の本評価申請となった。

第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の法曹像の内容

各本法科大学院が目的とする法曹像に共通するところは、第一に、法曹として必要不可欠と評価される的確な知識や技能をもち、第二に、自分の得意とする分野における高度の専門性を有する法曹である。さらに加えて、第三に、社会一般が望む「職業像としての法曹」すなわち法曹として正義を探究する使命を十分に自覚しかつその責任を果たすことのできる職業倫理（法曹倫理）を身につけた市民の信頼に足る法曹といえる。本法科大学院も、法科大学院制度の目的に沿うそのような法曹養成を目指していることは多言を要しない。

では、本法科大学院の特色はどこにあるのか。一つは建学の精神との関係で、他の一つは教育内容すなわちカリキュラム構成との関係で挙げることができる。

本法科大学院を設置する駒澤大学の「建学の精神」は、曹洞宗の教えを基礎にする「行学一如」である（資料2参照）。ただひたすら禅の修行をすることと教えを学ぶこととは、根源において同じである。「建学の精神」である「行学一如」は、行うことは学ぶことであり、学んだことは行動として生かされていくという考えのもと、双方が一体となって初めて完成された人間になりうるという教えであるから、理論と実践は双方が一体となつてこそ、意味がある。これを育成しようとする法曹像へと置き換えれば、法曹としてより適切で立派な活動をただひたすらに行うように務めることは、正義のみならず人間とは何かを学ぶことに通ずるということになる。この考え方に従い、立派な法曹たらんとして活動することにより、人間や社会に対する共感能力・洞察能力を磨き、心豊かで慈悲あふれる人間性を兼ね備えた法曹育成を目途としている。換言すれば、法曹としての専門的な要件の満足だけでなく、内面的にも人間としての品性や魅力をもち心の通った法曹を目標としている。より具体的にいえば、「信・誠・敬・愛」を実践的綱目として、自己を磨き人のために尽くす法曹である。

このような法曹を養成するために、本法科大学院において、実務の基礎に関する教育を行うことと、六法科目を中心とした法律基本科目についての基礎的・体系的理解を一体として行うことが必要となる。また、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等の実習を伴った教育を受けることで、法曹としての意識や自覚の涵養、さらには実習を通しての人格陶冶により、あわせて、社

会及び人間に対する洞察力の涵養と、法曹としての公共精神・使命感の理解と涵養をはかることも目標とする。正義を探究する使命を十分に自覚しかつその責任を果たすことのできる職業倫理（法曹倫理）を身につけた法曹を養成するために、第一東京弁護士会と提携している（資料14）。また、臨床科目の履修において、特に実務と理論を架橋することができる場所、第一東京弁護士会との提携により、架橋の実現を図っている（6-2-2参照）。さらに、カリキュラム以外においても、年2回開催される無料法律相談会では（7-1-1参照）、学生は、身近に市民の悩みを聞くことにより、法曹の役割について具体的に考える機会を与えられる。この無料法律相談会もまた第一東京弁護士会との提携があつてこそ可能である。

知的生産力の高い都市型大学が設置する本法科大学院においては、現代社会の重要な構成単位をなしている企業を主体とする生活関係、すなわち企業生活を対象とする企業法務と、企業を含めつつより広い市民生活を対象とする市民法務のいずれかを専門とする法曹養成を目標とする。本法科大学院が都市にあるがゆえに、企業と市民のための法曹を要請することが特に求められている。そのためにこれら企業生活および市民生活に必要な展開・先端科目を企業法務コースおよび市民法務コースとしてコース制の下に3年次に開講しつつ、その隣接領域にかかわる専門科目も選択必修科目として開講する。さらには、国際化、ボーダレス化、グローバル化し、また流動化する現代社会において、そこに生起する紛争の予防と解決のためには、複合的な法理解が必要不可欠となってくる。その際、公共政策的法分野、刑事法分野、さらには国際的法分野についての専門的な知見と理解は重要である。そのため、本法科大学院においては、前記二つの主コースの他に、副コースとして、公共法務、刑事法務、国際法務の3コースを設定し、これらコースに重要な専門科目を開講しつつ、学生の選択履修を求めているのである。これにより、企業法務または市民法務における専門法曹としての基本的な知識と理解の修得の上に、さらに公共政策的法分野または刑事法分野もしくは国際的法分野の専門知識の修得による複合的思考が可能となり、したがってそれだけ柔軟かつ多様に法的サービスを提供し、もって社会に貢献できる法曹の養成が可能になる。

(2) 本法科大学院の法曹像の周知

育成しようとする法曹像は、法科大学院の諸活動の原点になるものであるが、地道な活動を不断に継続することによって、教職員のみならず受験生・学生・修了生など、法科大学院全体に浸透していくものである。そこで、本法科大学院として次のような周知方法をとっている。

まず、教職員に関してであるが、本法科大学院は、小規模で法科大学院専用の独立の建物があるため、教職員は、常に密接な交流を行うことができる。このような環境にあるため、教育目標とする法曹像については、教職員全体で日

常的な対話の中で何度となく確認され、それを具体化するための諸方策の決定に反映されている。また、客員教授、兼任教員、非常勤教員へは、パンフレットなどの送付だけでなく、各学期末に行われる懇親会での交流において、本法科大学院の指導理念として理解していただくように努めている。

次に、在学生への周知方法としては、全体的には、入学式、歓迎会などの行事の際に、研究科長をはじめとする教職員スタッフからの話を通じて伝えている（在学生・修了生の将来の法曹像については、パンフレット 24-25 頁）。このほかに、学生と教員との接触を緊密にする担任制、オフィスアワーなどで、教員の個人的な指導として学生へ伝えていくことになる。とりわけ、コース選択の相談においては、学生個人の性格に留意しながら法曹像を語るようになる。とはいえ、中心となるのはやはり法律実務基礎科目をはじめとする授業であることから、教員から授業内容を通して周知させている。さらに、本法科大学院主催の特別講演会を開催し、学内外の著名な実務家・研究者から、法曹としてのあり方、生き方について語って頂き機会を得ている（「駒澤法曹」第 1 号 9 8 頁、106 頁、107 頁、第 2 号 29 頁、30 頁の年間スケジュール）。

修了生については、修了後の報告やアドバイザーとして来学したときに、あるいは、教員を私的に訪ねたときに、それぞれの学生への希望や助言として確認されている。

なお、受験を希望する学生に対しては、第一に「パンフレット」に大学学長の挨拶としてその趣旨を広く公表し、第二に学内外の受験説明会において本法科大学院の特色と共に教職員が熱意を込めて説明し（別紙「説明会のレジュメ」参照）、第三に大学ホームページの中でも校史と関連してまた研究科長挨拶のなかで触れられている。このように、現に多くの受験生に本法科大学院の「養成しようとする法曹像」が十分に理解されていることは、説明会後の感想（当日用意する「出席票」参照）、面接試験（2-1-1 参照）の回答（面接試験では志望動機を必ず聞いているが、第一東京弁護士会には企業法務に強い法曹が多数属していて、その第一東京弁護士会と本法科大学院が提携していること、困っている友人・知人の手助けをしたいので、町の弁護士として活躍したいところ、本法科大学院の主コースとして市民法務があることが、志望動機の多くを占めること）からも明らかである。

2. 点検・評価

各法科大学院に共通する目標たる法曹像については、上記方法により、教職員、学生、受験生などに十分周知されている。法曹としてのスキルやマインドの意味も、日常学修の実践、本法科大学院の行事などによって、よく浸透しているといえよう。

なお、研究者教員にとっては、実践的に活動している法曹を具体的にイメージすることは難しい側面もあるが、本法科大学院には実務家教員が多くいるだ

けでなく、第一東京弁護士会の支援を受け、研究者教員が実務の研修なども行い、実務家教員との交流も密といえる。その点で、研究者教員にも、法曹像の理解は十分伝達され、授業等で活かされている。

3. 自己評定

固有の目標である人間性を豊かにするという点は、教職員、学生などそれぞれの立場で、また個人間でかなりの相違があることは否めない。しかし、本法科大学院では、職業像としての法曹については、十分によく理解され周知されていることから、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

平成 19 年度よりカリキュラムを変更し、より一層の少人数教育を強化して、目標とする法曹像の学生への周知を徹底することになっている。

また、第一東京弁護士会の協力を得ながら、弁護士による実務教育のさらなる充実に向けて改善を図りたいと考えている。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

本法科大学院を含む駒澤大学全体の自己点検・評価を行う機関として、全学自己点検・評価委員会があり、その下に設置された部門別自己点検・評価運営委員会で法科大学院も大学院の一研究科としての自己点検・評価を行っているが、これとは別に、法科大学院独自の機関として、法科大学院自己点検・評価委員会（資料1）を組織し、具体的な改革への取り組み等の検討は、その下に設置された自己点検・評価委員会で行っている。

また、教育内容や教育方法の改善に向けた取り組み（FD）については、駒澤大学法科大学院FD推進委員会（資料3）が組織されている。

2. 点検・評価

本法科大学院の自己点検・評価及びFDに関する組織・体制が整備され、規程として施行されたのは、平成18年4月からであるが、法科大学院設立当初から、自己改革については、研究科教授会の終了後に問題点や課題について自由に議論しており、相互授業参観、学生アンケート、学生の意見聴取、各種シンポジウムに出席して収集した他の法科大学院の活動情報等を中心に自己点検・評価を行い、教育活動の改善、教育効果の向上には一定の成果をおさめていると考える。

3. 自己評定

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好であり、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 本法科大学院に関する教育活動関係の情報

本法科大学院における教育活動等に関する情報、とりわけ、養成しようとする法曹像、教員の履歴や研究業績、カリキュラム構成と各科目の概要、入学者選抜の仕組み・日程・基準・方法・前年度の結果、教育方法の特色、学生数やその構成（在籍者数、収容定員等）、奨学金等の学生支援体制、施設や学修設備環境ないし職員の体制、さらには法科大学院生活で体験する様々なステージにおける実態に関する在学生の感想や意見などについては、主として、各年度に出される「パンフレット」（資料4）によって、公表されている。パンフレットは、同時に、本法科大学院の特色や次年度における改革などに関する情報についても掲載している。

また、入試関係の情報については、それぞれの試験結果をいち早く大学のホームページで公表している。ホームページに掲載される情報はパンフレットと重なる部分も多いが、アクセスの便利さを考慮して、基本情報ないし最新情報は、常に正確に掲載するように管理運営している。

重要なのは、その情報内容の客観的正当性の担保にある。掲載情報は、虚飾を廃し正確に掲載するため教授会議事録に依拠する。パンフレットの公表に当たっては、事務方の担当者がとりまとめ、その内容については、関係教職員が校正などに関わり複数の関係者による事前確認が行われている。また、ホームページは管理担当者により行われるが、掲載に当たっては、関係者の事前確認もなされている。これらの情報は、本法科大学院自身においても、重要な情報であるので正確さを保つことが必要不可欠と認識している。

(2) 在學生に重要な教育関係の情報

在學生にとって重要な教育関係についての情報は、各年度に出される「法科大学院履修要項」（講義要項・シラバスも含まれている）に挙げられている。教職員・学生に必要な「駒澤大学法科大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」をはじめとする各規程ないし内規についてもそこに抄録されている。なお、教職員には毎年改正される「駒澤大学規程集」が個人宛に配布されている。各授業科目については、各回の授業内容をシラバスとして「講義要項」にまとめ公表している。さらに、当該年度については、「法科大学院教育支援システム（TKC）」を採用しているので、学生が自由にアクセスできる電子情報の形で掲示し利用に供している。

成績評価、進級、修了認定などの判定基準は、とりわけ、学生にとって重要な事項であるので、上記「履修要項」に明示されている。本法科大学院に在籍

する学生から、この判定基準に関する質問が多数提示されている状況に鑑み、入試説明会においては、この点に関する情報も提供している。

また、学生の授業評価については、年度ごとにまとめて、担当教員のコメントを付して冊子「授業評価と授業改善」として公表されている。授業評価が適正に行われるため、アンケートの実施時期を試験日程からはなす、各科目の担当教員は成績表を提出後にアンケート結果を知らせるなどの方法をとっており、さらに学生にこの点を周知させている。なお、成績関係の情報（成績の分布図等）については、掲示板に学期ごとにまとめて公表されている。

(3) 自己改革としての教育情報の管理と利用

個人情報の保護ということもあり、教授会や事務室に集積される教育関係情報すべてを公開することはできない。しかし、本法科大学院自体が、自己改革の方向性を見いだすためには、正確な教育関係情報を集積していかなければならない。

その点で、集積すべき情報、開示すべき情報、情報に関する分析評価情報、公開情報に関する質疑応答、非公開情報に対する質疑応答など、もう少し試行錯誤してガイドラインをまとめる必要があることは意識している。現在のところは、個別的な妥当性を吟味して上記のような状態で情報公開を行っている。情報自体は、FD小委員会で利用されるだけでなく、分野別FD部会、教育実践の現場で利用されている。そういう意味で、自己改革に活かしている。

2. 点検・評価

全体的には、本法科大学院の客観的状況を正確に情報公開する責務と在学する学生個人の情報を保護することとのバランスをとることは、公開情報から特定個人を推論できることもあり、小規模校においては難しいところもある。しかし、社会的課題である法曹養成を目的とする法科大学院においては、社会に対する責務も大いに使命として感ずるところであるので、開示情報の範囲・内容、開示方法については、もう少し積極的であってもよいであろう。

3. 自己評定

実質的には適正かつ慎重な手続や方法で情報を収集し管理し公表している。完成年度まで至っていないため、蓄積された情報量が少ないが、今後は、組織的に入学試験、教育方法、教育内容などの改革へ利用できるのではないかとと思われる。

また、学外からの教育活動に関する質問には、入試説明会を始め、各教員・事務室が適宜対応している。

以上から、本法科大学院においては、情報公開及び学内外からの評価や改善提案への対応は、非常に良好であり、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

平成 19 年度から行われる新カリキュラム作成に当たっては、教育活動情報は若干利用できたが、今後の改革のために、さらに適切な情報収集、管理、運用を積極的に行っていきたい。

1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

本法科大学院を設置する駒澤大学においては、全学教授会、大学院委員会、人事委員会等の全学的組織があり、それぞれの会議に法科大学院研究科長、専攻主任のほか、委員会委員に委嘱された担当者は、構成員として参加している。一見すると、大学当局（理事長、総長、学長、副学長、事務局長）ないし他学部から干渉があるようにみられるかもしれないが、全学的に協調体制を維持するために、歴史的に形成されてきた組織制度であって、原則的に各学部の自主性・独立性に不当に干渉することはない。

本法科大学院も、最高意思決定機関としての「研究科教授会（以下、教授会という）」、執行機関としての「研究科長」および補佐機関としての「専攻主任」を有しており、これを中心に、教員人事、教育内容、学生管理、施設管理、予算執行および教育関係に関する重要事項を審議決定することができる。これらの権限に基づき、本法科大学院の目的達成のために、主体的かつ自律的に最善策を立案企画し、実行し、評価している。

教授会は、研究科長が議長を務め、研究科長（専攻主任も補佐する）から審議事項が発議され、教授会での審議を通して教授会で決議される。これは、学則など学内規程に基づくものである。審議事項は、本法科大学院に関するものだけでなく、全学教授会などからの委託審議事項も含まれる。審議事項と報告事項の区別は、形式的のみならず実質的にも研究科長によって決定されている。

教授会で決定された事項は、大学法人として上記会議等で審議される形になる。たとえば、教員人事が法科大学院独自で決定されたとしても、学内手続的には人事委員会で承認されることが必要不可欠である。教員採用枠については、各種学校法令、学生定員、法人予算などとの関係で一応決定されている。予算を伴うため事前に大学当局との交渉承認は必要であるが、具体的な採用人事については、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

なお、法学部との関係については、法科大学院専任教員の中に、法学部専任教員を兼ねている教員が3人おり、それぞれの教授会に所属するが、学部長・主任という執行部のメンバーにはなっていない。

2. 点検・評価

学校法人としての予算作成執行権限は大学当局にあるので、その面で自主性・自立性を発揮することはできないが、予算編成において、法科大学院の意見は十分尊重されている。そのほかの意思決定については、自主性・独立性を保っていて自律的といえる。

3. 自己評定

法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されており、また、実態としても確保されている現況にあることから、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

本法科大学院が、教育活動等に関する重要事項として挙げている主なものとしては、入学試験に関するものとしては、飛び級制度、個別入学資格審査、移行合格制度（既修者試験を受験して既修者として合格しなかった受験者が未修者試験合格基準を超えている場合は、その希望に基づき未修者試験合格者とする制度）、社会人・非法学部出身者優先合格枠、長期履修学生制度（出願前に標準修業年限を超えて在学することを認めて受験する制度）である。飛び級、個別入学資格審査、移行合格、社会人・非法学部出身者優先合格については、制度上も運用上も実際に行われて問題はない。しかし、長期履修制度は、関心を示して質問にきた人は数人いるが、時間割と仕事の関係で受講できる曜日ないし時間帯とがマッチしないため、長期履修希望の受験者はでていない。

教育環境に関する重要事項についても、法科大学院専用棟を設置したこと、パンフレットに記載した施設・設備を用意できていることで、適切に実施できているといえる。施設管理運用面については、2004年度用のパンフレットには、専用棟の24時間対応をうたったが、管理上および予算上の問題から、定期試験のある月（年2回：7月・1月）に限り24時間利用となった。それ以降のパンフレットではその点を踏まえ記載していない。そのほかの点としては、応接セットの設置、製氷器の設置、湯沸かし場等の設置などハード面の整備、昼食室の割り当て、予約昼食サービスなど、学生生活へ便宜を配慮し改善を行ってきている。

教育面に関する重要事項については、クラス担任制、オフィスアワー、少人数制、法学教育支援システム（TKC）、レジュメ・予習等の指示なども、ほぼ約束を実現できている。ただ少人数制については、1年のクラスにおいて、留年者などの関係で30人を超えている。オフィスアワーでは、教員が他の任務と重なり時に研究室不在となる場合もある。開設科目は、すべて開講したが、受講学生がいなかった科目があった。

その他、第一東京弁護士会の支援、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、実務教育を約束しているが、これらはほぼ良好に行われている。これに関しては、無料法律相談、若手弁護士による講義、特別講演会などを通し、より拡充している。

2. 点検・評価

受験生、学生との約束事項は、主としてパンフレットに掲載され、本法科大学院としては誠実に執行していると思う。なお、学生からの教育活動や学習環

境等についての要望についても、できる限り誠実に対応している。

3. 自己評定

受験生、学生との約束事項は、主としてパンフレットに掲載され、本法科大学院としては誠実に執行していることに照らし、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

平成 19 年度からのカリキュラム改正に伴い、少人数制をパンフレットで約束している以上に推進していくために、1 年生を 2 クラスに拡充する予定である。

1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

本法科大学院が目的とする法曹像は、すでに述べた通りである（1-1-1）。法曹としてのしっかりとした基礎知識、専門法曹としての深い知識と経験、また法曹としての使命を理解し責任感と倫理感を兼ね備えた法曹を育てること、加えて企業活動や市民生活の領域で活躍できる人間性豊かな法曹を育成すること、これが本法科大学院の目的である。

このために、本法科大学院は、鋭意「理論と実務の架橋」を追求している。これが本法科大学院の最大の特徴である。そのために、まず、第一東京弁護士会との提携、第二に、少人数制の丁寧な指導、第三に、研究者教員と実務家教員との協力による授業運営・カリキュラム作成、第四に、リーガル・クリニックやエクスターンシップ教育等の臨床教育の強化が挙げられる。

理論と実務の架橋とは、学生が理論を研究者教員から学び、実務を実務家教員から学んで完了するものではない。法を理論と実務の両面からみて、法を考え現実問題の妥当な結論を探求するものでなければならない。したがって、研究者教員は、積極的に実務の経験を積み、それを理論研究へと反映させなければならない。実務家教員は、実務の結論とそこに至る現実過程をよく知るものであるが、これを理論的に再検討して視野を広げ、それを実務へと還元させなければならない。そうすることが、理論と実務の架橋である。複眼的な幅広い見方ができ柔軟な思考の可能な新しい法曹を育成することをこれによって初めて可能となる。このような法曹は、本法科大学院の目的とする法曹像とマッチする。

その特徴を発展させる試みは、様々な点で行われている。第一東京弁護士会との提携においては、研究者教員の実務研修を行ってもらい（4-1-1参照）、無料法律相談（7-1-1参照。また、「駒澤法曹」第2号39頁に参加した学生の感想が記載されている）を共催して学生に実務の実際を見聞させ、特別講演会（「駒澤法曹」第1号98頁、106頁、107頁、第2号29頁、30頁の年間スケジュール）を依頼して行った。リーガル・クリニックやエクスターンシップにおいても、密接な情報交換の下、当該教育を進めて頂いている。

また、教育の面では、研究者教員と実務家教員が一組になって授業を担当する「総合演習」が行われている。課外の授業では、自主ゼミなどで実務家教員と研究者教員の共同指導がみられる。また、ランチタイム・セミナー（当初は、ランチ・ミーティング）として実務家と研究者教員、学生と一緒に法について考えることもある（その内容は、別紙参照。第1回は、「弁護士としてのマスコミ・依頼者対応のテクニック」、第2回は、「新司法試験に向けての心構え」）。FDの面では、実務家教員の授業参観を研究者教員が行い、研究者教

員の授業参観を実務家教員に行ってもらい（4-1-1参照）、FD小委員会などで検討している。

2. 点検・評価

理論と実務の架橋は、研究者教員と実務家教員の相互の授業参観、FD小委員会における議論により、着実に実行されている。また、新たな問題提起があるごとに、真摯に議論がなされ、あるべき法科大学院に向けて努力している。

3. 自己評定

本法科大学院の養成する法曹についての特徴についての明確性、取り決めの徹底性、いずれもが非常に良好であることから、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

学生受入方針、選抜基準、選抜手続の内容は、法科大学院入学試験要項及び（昨年度は）パンフレット 36 頁（今年度は、入学試験過去問題集 1 頁）に記載したとおりである。

学生受入方針、選抜基準、選抜手続は、その概要を4月にホームページ、5月にパンフレットにより公開し、その詳細を7月に入学試験要項により公開している。

入試説明会は、例年、学内説明会4回を開催し、学外合同説明会には5～6回参加し、その際、学生受入方針、選抜基準、選抜手続を十分説明している。

2. 点検・評価

本法科大学院の目的は、企業法務・市民法務を中心とした多様な法曹を養成することにある。社会に生じるいろいろな問題を法的に解決するためには、多様な法曹が必要だからである。そのためには、さまざまな背景をもつ人を受け入れることが重要であると考えられる。また、その教育をていねいに行うためには、少人数教育が最も適しており、将来の法曹としてのコミュニケーション能力を育てることができる。

そこで、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験（又は法律論文試験）成績による選抜をした後（第1次試験）、面接試験（第2次試験）を実施している。面接試験は、主に、自己アピール書に基づき、その志望動機の明確さ、強さを面接委員との会話の中で審査し、あわせてコミュニケーション能力の高さをみるようにしている。法曹にとって、コミュニケーション能力が重要だからである。

特に、第1次試験は、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験成績を組み合わせて、入学者をさまざまな角度から選抜することができるように工夫している。未修者コースの入学試験の配点について、適性試験成績・自己アピール書・小論文試験成績をそれぞれ100点満点としているのは、そのためである。

3. 自己評定

以上述べたように、学生受入方針、選抜基準、選抜手続は、いずれも、適切性、明確性、公開性のすべての点で、非常に良好であり、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

入学者選抜は、定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施された（法科大学院入学試験要項及びパンフレット 38 頁参照）。面接試験の公平性・公正性・客観性を高めるために、担当教員を2人にするだけでなく、どのような点で不合格とするかについて、類型化している。また、公平性・公正性・客観性を高めるために、自己アピール書・小論文の採点も2人で行っている。さらに、自己アピール書採点基準によりいっそうの客観化を図っている。入学者選抜の公平性・公正性・客観性に疑問を提起される事態はなかった。

なお、在校生に対する自校出身者の割合は以下のとおりであり、自校枠は設けていない。

1年：在校生 41人中 3人

2年：在校生 54人中 3人

3年：在校生 34人中 1人

合計：在校生 129人中 7人（2006.05.01.現在）

2. 点検・評価

入学者選抜は、選抜基準・選抜手続に従い、かつ、公平・公正に実施されている。小論文試験及び面接試験は、基準に従って、公平・公正に実施することができるように、2人の教員によって行っている。自己アピール書の採点も同様である。問題点や改善すべき点はない。

3. 自己評定

選抜が規定に従い公正かつ公平に実施されている点に照らし、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

法学既修者の選抜は、前期入試と後期入試では異なる。

前期入試においては、憲法・民法・刑法の法律論文試験（50点×3＝150点満点）及び日弁連法務研究財団実施の法学既修者試験の成績（憲法・民法・刑法は各10点、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は各30点、150点満点とする）の合計点（300点満点）により、選抜する。なお、日弁連法務研究財団実施の法学既修者試験の成績を提出しない者のために、簡易記述式試験を行う（憲法・民法・刑法は各10点、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は各30点、150点満点とする）。

後期入試においては、公法系（憲法・行政法、50点×2＝100点）、民事系（民法・商法・民事訴訟法、50点×3＝150点）、刑事系（刑法・刑事訴訟法、50点×2＝100点）の法律論文試験（350点満点）により選抜する。

既修者コース入学者は、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められて入学するので、2年次配当科目からの履修となる（パンフレット4頁上段）。すなわち、1年次の科目（30単位）が認定される（履修要項2頁・修了に必要な単位数）。

2. 点検・評価

既修者認定が合理的かは、既修者として入学してきた者を未修者2年目の者と比べることによって確かめることができると考えられる。既修者は、2年間で法曹となることができる能力を修得することができる者でなければならないからである。既修者1年目の者と未修者2年目の者の進級判定の際の成績に照らすと（資料5参照）、両者に学力差はなく、既修者認定は合理的であると考えられる。

なお、法学既修者の選抜が前期入試と後期入試では異なる点が、受験者にはわかりにくいかもしれない。前期入試では、既修者コースに入学するまでに至らない者でも、希望すれば、未修者コースの合格基準に達しているときに、未修者コースへの移行合格を可能にしているが、後期入試では移行制度がないからである。また、一日で未修者も既修者も第1次試験を行うためである。

3. 自己評定

基準・手続とその公開は非常に適切であるが、既修者コース入学者についてのどの科目の単位がどのように認定されるかはそれほどはっきりしていない点に照らし、改善の余地があるので、「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

既修者コース入学者について、どの科目の単位がどのように認定されるかをより明確にパンフレットに記載したい。

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

	04年度		05年度		06年度	
	入学者数	法学既修者数(内数)	入学者数	法学既修者数(内数)	入学者数	法学既修者数(内数)
学生数	54	20	43	9	53	22
学生数に対する割合	100%	37%	100%	21%	100%	42%

[注] 「法学既修者」とは、既修者コースに入学し在学している者とする。

既修者認定・既修単位認定は、定められた選抜・認定の基準・手続に従って実施された。既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態はなかった。また、昨年度から、前期入試において日弁連法務研究財団実施の法学既修者試験の成績を提出しない者のために、簡易記述式試験を行っているが、法学既修者試験の成績を提出した者と簡易記述式試験を受けた者の間に入学してからの成績に差がないことがわかった（資料6参照）。

2. 自己点検・評価

既修者選抜・既修単位認定は、選抜・認定の基準・手続の規定に従い、かつ、公平・公正に実施されており、問題点や改善すべき点はない。

3. 自己評定

選抜・認定が規定に従い、公正かつ公平に実施されている点に照らし、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者	合計
入学者数 06年度	19	9	25	53
合計に対する 割合	35.8%	17.0%	47.2%	100.0%
入学者数 05年度	23	3	17	43
合計に対する 割合	53.5%	7.0%	39.5%	100.0%
入学者数 04年度	9	4	41	54
合計に対する 割合	16.7%	7.4%	75.9%	100.0%

[注]

- 1 「実務経験者」とは、駒澤大学法科大学院における社会人の定義に基づき、「大学卒業後実務経験2年以上の者または大学卒業後3年以上の者」とする。
- 2 「入学者」は、既修者・未修者を合算する。
- 3 「法学部出身者」とは、法学部出身者のうち実務経験者でない者とする。
- 4 「他学部出身者」とは、他学部出身者のうち実務経験者でない者とし、法学部及び他学部を卒業している者を含む。

「法学部以外の学部出身者」とは、「法律学を専攻とする学部・学科以外の学部・学科を卒業した者（卒業見込みの者）」をいい、「実務等の経験のある者」とは、本法科大学院における社会人（本大学大学院の一般的な定義、資料7「社会人特別入学試験要項 19 頁」参考）であり、「大学卒業後実務経験2年以上の者または大学卒業後3年以上の者」をいう（パンフレット 34 頁下段、社会人・非法学部出身者優先合格枠、入学試験要項 3 頁、社会人・非法学部出身者優先合格枠について）。

社会人・非法学部出身者については、「通常枠で第1次試験の合格判定を行い、社会人・非法学部出身者が入学定員の3割に満たないときは、別枠で判定する」という優先合格措置を採っている。

2. 点検・評価

入学者全体に占める他学部出身者・実務等経験者の割合は、上表のとおりで

あり、適切と思われる。

3. 自己評定

入学者全体に占める他学部出身者・実務等経験者の割合が3割以上である点に照らし、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

本法科大学院の一学年の定員は50人であるため収容定員数は150人である。これに対し、専任教員総数は15人である。

2. 点検・評価

上記のように、本法科大学院には専任教員が15人おり、その学生比率は10人に1人となる。学生15人に1人の専任教員という基準を十分満たしている。

採用時の適格性の審査は、教授会により選任された審査委員による業績審査・面接審査を経た上で、教授会において採用について審議し、決定する（資料8参照）。

採用後の検証については、毎学期、教員相互に授業参観を行い、問題点があれば指摘していることに加え、学生からのアンケートをとって改善すべき点を検討することとしている。また、それらの結果を教員が共有し、また教授会などで議論することにより、法科大学院全体として統一性のある検証が行えるように努めている。

3. 自己評定

専任教員数が12人以上で、学生比率も基準を充足しているため「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

本学における法律基本科目についての必要教員数と、実員数は以下の通りである。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事 訴訟法	刑 法	刑事 訴訟法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	2	2	1	1

2. 点検・評価

上記表から、すべての分野において、専任教員数は基準の必要数を満たしており、3分野についてはそれを上回っている。

3. 自己評定

以上で述べたように、本法科大学院では評価基準に照らし、法律基本科目の各分野において必要数の専任教員が在籍しているため、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

本法科大学院には15人の専任教員がおり、うち法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数は、3人である。現在、本法科大学院の専任教員である実務家教員は5人であり、これら5人の教員はすべて5年以上の実務経験を有している。

2. 点検・評価

以上のように基準を満たしているのみならず、各実務家教員は、弁護士（裁判官経験者、司法研修所教官経験者等を含む。）、企業の法務担当部門での解釈・適用に関する業務を取り扱った者等により構成されており、全員10年以上の経験を有している。

3. 自己評定

本法科大学院の実務家教員数の専任教員に対する割合は3割強（3分の1）であり、基準の2割以上を十分満たしており、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

教授の資格要件については、「教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程」（資料9）第6条に定めるとおりであるが、選考は、同規程第13条第2項により、法科大学院研究科長が当該教授会の決議に基づいて提案し、教員人事委員会の調整を経て学長が決定することになっている。

専任教員全員の数と、そのうちの教授の数は以下の通りである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実数）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	12	3	15	5	0	5
計に対する割合	80%	20%	100%	100%	0%	100%

2. 点検・評価

本学においては、全専任教員に対する教授の割合は80%であり、評価基準である50%を大きく上回っている。

3. 自己評定

全専任教員に対する教授の割合は半数を超えており、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者 教員	2	6	2	0	0	10
		20%	60%	20%	0%	0%	100.0%
	実務家 教員	0	2	2	1	0	5
		0%	40%	40%	20%	0%	100.0%
合計		2	8	4	1	0	5
		13.3%	53.3%	26.7%	6.7%	0%	100.0%

小数点以下第2位四捨五入

2. 点検・評価

本学における教員の年齢構成の中心は40～50歳代である。教育・研究面の双方から考えても、ある程度の経験を有した上で今後の水準向上が見込める世代であると考えられる。また、40～50歳代を中心としながらも、30～40歳代、50～60歳代にもバランス良く教員を配置することにより、教育の多様性を実現するように考えている。

3. 自己評定

本学の教員の年齢構成は、高年齢層、あるいは低年齢層に偏ることなく、40～50歳代を中心にバランス良く配置されており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

教員区分 性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	9	5	16	9	39
	23.1%	12.8%	41.0%	23.1%	100.0%
女	1	0	7	3	11
	9.1%	0.0%	63.6%	27.3%	100.0%
全体における 女性の割合	6.7%		28.6%		

2. 点検・評価

現在の専任女性教員の割合は1割以下であり多いとはいえないが、兼任・非常勤教員における女性教員の割合を高めを設定することによって、ジェンダー構成への配慮を行っている。

3. 自己評定

現在、15 人在籍している専任教員のうち、女性の専任教員は1人であるが、兼任・非常勤教員における女性の割合が高いことから、「A」評価に値すると考えられる。

4. 改善計画

特になし。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度の各年度ごとの教員の担当コマ数の最高、最低、平均値は、次のとおりである。

・平成 16 年度

教員区分 授業時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6.5	2	6.5	1	1 コマ
最 低	1.5	1.5	6.5	1	100 分
平 均	3.8	1.75	6.5	1	(学部 90 分)

・平成 17 年度

教員区分 授業時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7.5	3	10.5	7.5	1 コマ
最 低	2	2	0.03	0	100 分
平 均	4.2	2.4	5.2	1.2	(学部 90 分)

・平成 18 年度

教員区分 授業時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7.5	3	11.5	1.5	1 コマ
最 低	3	2	0.03	0	100 分
平 均	4.4	2.4	4.5	1.2	(学部 90 分)

[注] 授業時間数は、法科大学院と学部・大学院の授業時間数が異なるため、コマ数とした。

2. 点検・評価

授業時間数（コマ数）の平均は、一般的な目安となる週あたり 7.5 時間（90 分授業 5 コマ）を下回っており、十分な準備をして授業に臨み、学生のフォローをするのに、概ね良好な授業時間負担となっているといえよう。

しかしながら、一部の研究者教員については、本学の学部および大学院での

授業も担当しており、この場合は目安となる授業時間数を超えることになり、授業の準備等で負担増になることがあると思われる。

3. 自己評定

担当授業時間数の多い研究者教員が一部にあることから、「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

カリキュラム改正や担当科目の検討を行い、学部等の授業負担も含めた各教員間の担当授業時間数の平均化を図るよう計画している。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

教員総数	職員総数	TAの総数
15	5	0

法科大学院専任の事務職員は5人配置されており、教場・研究室・講師控室等の備品の整備、教材教具の準備、教授会及び会議資料の準備等の業務を行うとともに、学生からの様々な意見の窓口ともなっており、できる限り教員の負担を軽減し、教育研究に専念できる体制となっていると考える。

また、コピーや教材等の作成は教員各自で行っているが、入学定員が50人のため、教員各自で十分対応できている。なお、必要に応じて事務職員が支援を行っている。

2. 点検・評価

人的体制として、学年定員50人の法科大学院において、5人の事務職員で十分対応できていると評価しうる。事務職員は学生からの教育以外の様々な要望や意見に日常的に対応しており、教員は教育活動を効果的に行うことができているといえる。

3. 自己評定

教員の教育活動を支援する仕組みは用意されているが、TA等、授業補助の支援体制が一部未整備であることに照らし、「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

(1) 経済的な支援体制

ア) 教員の研究費は、年額63万5,000円であり、取扱要領（資料10）により支給されている。

イ) コピー・教材印刷費は、年額7万3,000円が支給され、その取り扱いは、前項と同様に資料10のとおりである。

ウ) ゼミ運営補助費及びゼミ論集補助費が資料11のとおり支給されている。

(2) 施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟に独自の研究室（広さは部屋により21.35㎡～28.27㎡）を持ち、各研究室のコンピュータから学内外のデータベースを利用することができる。

(3) その他の支援体制

専任教員を国内又は国外に派遣する在外研究員制度（資料12）があり、交通費、滞在費、研究図書資料費が支給される。

2. 点検・評価

教員の研究費は、その使用範囲はある程度制限されるものの、研究に必要な諸経費に対する支援体制としてはかなり充実しており、十分なものといえる。

また、在外研究員制度については、法科大学院から、平成19年度1人、平成20年度1人を在外研究員として海外に派遣することがすでに内定している。

3. 自己評定

教員の研究支援については、経済的、施設・設備面での体制が充実しており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) F Dへの取り組み

まず、本法科大学院では、平成 16 年 4 月の開学以来、F D（ファカルティ・デベロップメント）について、真摯かつ適切な対応を行ってきた。すなわち、法律基本科目については、担当科目のシラバスの検証、授業内容・教育方法の検証および統一を行いつつ、教育内容・教育方法の問題点の発掘や改善を行うために、公法、民法、刑事法ごとに分野別 F D 部会を設置している。特に、民法の場合には、民法、企業法および民事訴訟法と科目が多岐にわたるので、各科目ごとに小委員会を設け、機動的に対応している。これら分野別 F D 部会は、各部会に属する教員の時間を調整し、年に数回程度で開催されている。そして、日時・場所・参加者・討議内容等が随時ファイリングされ、教授会における報告とともに、教授会に出席できなかった教員については、ファイルが公にされていることにより、議事内容が閲覧可能な状況（情報の共有化）になっている。

各分野別 F D 部会での議論の中心は、主に教育内容・教育方法の改善に関するものであるが、各教員の授業参観の日程調整等もここで行われている。また、当該部会では、研究者教員のみならず実務家教員もその構成員とされており、法律基本科目と法律実務科目との連絡および調整、共同でカリキュラム教材の作成や教育方法等の検討が行われている。現在、本法科大学院では、研究者教員が 10 人、実務家教員は 5 人であるが、公法に 4 人、民法に 8 人（民法・3 人、企業法・2 人、民事訴訟法・3 人）、刑事法に 3 人の教員がそれぞれ配置されている。

次に、カリキュラム全体の調整、公法、民法、刑事法の教育内容の統一有機性を検証し、教員団としての質を向上させるために、本法科大学院の開設当初から、教員全員による拡大 F D 委員会が設置されている（後述するように、現在では「法科大学院 F D 小委員会」と名称変更されている）。当該委員会は、各分野別 F D 部会の責任者または研究科長の要請により、研究科長の招集により開催され、日時・場所・参加者・討議内容等がファイリングされるとともに、拡大 F D 委員会に出席できなかった委員への資料配付（情報の共有化）を行っている。

拡大 F D 委員会は、年に数回、主に定例教授会の終了後に開催され、ここでは、分野別 F D 部会で議論された教育内容・教育方法の問題点のみならず、本法科大学院全体にかかわる科目運営、授業参観、各科目間での学生への負担調整（小テストやレポート）等について、自己検証による問題提起を行い、検証を行ってきた。例えば、平成 17 年度には、カリキュラム改正の方向性、厳格

な成績評価を行うために平常点・レポート点・試験点の配分比率（3：3：4→2：3：5）の見直しなどが議論され、カリキュラム検討委員会および教授会での審議に委ねられることとなった。また、各科目間での学生負担への軽減措置（同一週でのレポートの重複の回避）について、拡大FD委員会で検討した結果、レポート投函箱を設置し、レポート提出期間の明示および周知を図ることにより、各科目間での調整が実現されるに至った。

以上の分野別FD部会および拡大FD委員会は、以前は法科大学院教授会の下で組織されていたが、大学全体での位置づけを明確にするため、「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」（資料3）が制定され、平成18年4月1日から施行されている。これに伴い、拡大FD委員会は「法科大学院FD小委員会」と名称変更されたが、これらの組織は、従来の組織の機能を継承するものである。なお、新制度と旧制度の組織図は、資料13のとおりである。

また、第三者評価機関による認証評価に対応することを目的とした「法科大学院自己点検・評価に関する規程」（資料1）も平成18年4月1日から施行されている。本法科大学院には、従来から自己点検・評価を行うために、第三者評価検討委員会が事実上の組織として設置されていたが、この規程により、法科大学院には5人の専任教員で組織される「評価実施委員会」が正式に設置されることとなった。当該委員会は、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的なFDの取り組みを恒常的に企画し、分野別FD部会と法科大学院FD小委員会との連携・調整、組織的なFDを有機的・体系的に企画・推進する専門委員会としての機能を有している。

(2) 教員の資質および教員団としての質の維持・向上

本法科大学院では、実務経験を持たない研究者教員の研修として、弁護士会主催の会員弁護士を対象とする実務研修または研究会への出席・参加を促している。そして、外部研修会・研究会に参加した教員は、報告書の提出を行うとともに、内容・意見等を教授会で報告することが慣例となっている。平成17年度の司法研修所の授業見学には研究者教員が数人参加したほか、全国規模で開催された法科大学院シンポジウムには、実務家教員とともに研究者教員が随時参加してきた。

また、研究者教員の資質の維持・向上を図るため、第一東京弁護士会との「法曹養成教育のための提携に関する基本協定」（資料14）により、研究者教員は、一定期間、学生エクスターンシップ受け入れ法律事務所において、実務研修を行った。平成16年の前期6月から7月にかけては4人、後期の9月から平成17年1月にかけては6人の研究者教員が、10弁護士事務所それぞれ実務研修を行っており、訴訟記録の閲覧、法廷傍聴、法律相談への同席、判例・文献調査など、研修内容は多彩であった。各研究者教員は、ここでの経験を下に、理論と実務の架橋という観点から、法律文書の作成指導、理論のみに

傾倒するのではなく実務を意識した授業内容の工夫改善などを行っている。なお、研究者教員による実務研修が、毎年度開催されることが望ましいことは言うまでもない。しかし、本法科大学院では、教員の授業負担、学内業務負担等に鑑み、3年に1回の程度で開催する予定となっている。

他方、実務家教員の研修については、分野別FD部会・拡大FD委員会への出席、学生授業評価に対する改善策の提示、総合演習における研究者教員とのコラボレーション等によって実施されてきた。新しい法科大学院FD小委員会では、新司法試験と法科大学院教育のあり方などが議論され、研究者教員からの意見提示のみではなく、実務家教員からも積極的な意見が出され、教員相互で忌憚なき意見交換が行われている。

ところで、本法科大学院では、授業内容・教育方法の改善という目的から、平成16年度においては専任教員が担当する科目の範囲で、平成17年度からは非常勤を含め本法科大学院で開講されているすべての科目について、専任教員による授業参観を実施している。平成17年度には、前期6月23日から同月30日にかけて、後期12月8日から同月14日、平成18年度前期には6月26日から7月1日の日程で授業参観が行われている（なお、同期間中に授業参観が不可能であった場合には、科目担当者と参観者との調整が行われ、別の日に実施されている）。

授業参観においては、参観者によって記された授業参観シートの内容が科目担当者本人に開示される結果、積極的評価のみならず、授業参観において明瞭となった問題点についても、科目担当者および参観者の相互研修の場とされている。当該結果が教員の意識付けの契機となり、授業内容・授業方法の工夫改善がなされ、後述の授業アンケート（期末アンケート）結果に現れた事例もみられる（各アンケート項目・全体集計の平均点の向上など）。また、授業参観の手法については、分野別FD部会・拡大FD委員会においても随時議論されていたが、新しい法科大学院FD小委員会では、授業参観シートの改善（評価項目を文章化すること）、複数の教員による授業参観、他大学法科大学院との連携による相互授業参観の実施などを企画する旨の議論・検討がなされている。

2. 点検・評価

本法科大学院では、『駒澤法曹・第1号』及び『駒澤法曹・第2号』の巻末資料の中で示されているように、分野別FD部会および拡大FD委員会（現法科大学院FD小委員会）によって、教育内容や教育方法の改善に向けた組織的な取り組みが行われ、適切に実施されてきた。また、実務教育と理論教育との架橋・バランスに留意するとともに、教員の質の維持・向上のための自己研鑽、相互研鑽の場が確保されている。さらに、分野別FD部会および拡大FD委員会（現法科大学院FD小委員会）での議事録の充実、ひいては専任教員への情報共有化のより一層の充実を図っている。

3. 自己評定

教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、教員団としての質の向上に向けた取り組みが、組織的かつ積極的に実施されている本法科大学院の実情からして、FDの取り組みが質的・量的にも充実しており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

授業参観については、その根拠となる規程や具体的基準の設定を、法科大学院FD小委員会で検討している。

4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 授業アンケート

本法科大学院では、拡大FD委員会（現法科大学院FD小委員会）の企画・立案のもとに、専任・非常勤教員を問わず、すべての科目について学生による授業アンケート（無記名・匿名方式）を実施し、この結果を科目担当教員に開示して、授業運営の参考に供することにしてきた。授業アンケートは、期末終了時のみならず、授業開始後、期末終了時までの任意の時点を選んで実施し、学期半ばにおいて学生による授業評価を参考にした授業運営の改善機会をも確保している。

平成16年度および平成17年度の前期・後期、平成18年度の前期ともに、二種類の授業アンケートを行っている。第一のものは中間アンケートであり、授業の形式や内容面について、各学期半ばにおいての問題点を把握し、工夫改善を図るために実施されるアンケートである。ここでは、各科目担当教員が独自にとりまとめを行うこととなっており、その処理は科目担当教員に委ねられている。第二のものは期末アンケートであり、最終の授業の一週間前ないし二週間前に実施されるものである。当該結果は、拡大FD委員会（現法科大学院FD小委員会）がとりまとめを行い、①学年全体としての全体集計、②各学年ごとの学年別集計、③クラス別集計、④各科目別集計に分類されている。

平成16年度および平成17年度には、各科目担当教員に①～③、そして自己が担当する④の科目分のアンケート結果（平均点・学生による自由記載）が配布されていた。科目担当教員は、自己の担当科目の評価および平均点を通じてのみ自己点検を行ってきたのであるが、平均点と自己の評価の上下および乖離のみでは自己点検としては不十分であり、全体での分布の中での位置づけを知ることで、より客観的・分析的な自己評価と授業改善に繋がることとなる。こういった観点から、新しい法科大学院FD小委員会で審議した結果、平成18年度の前期からは、自己担当科目分のみならず全科目分のアンケート結果（平均点・学生による自由記載）を専任教員すべてに開示することとし、自己点検の充実がより一層図られることとなった。

また、各科目担当教員は、期末アンケートの結果を自己分析し、問題点を検討するとともに、その具体的な対応策・改善策を提示している。具体的には、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価および平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取り組みおよび改善案、④授業改善のための学生への要望等である。これらは、小冊子（『2004年度授業評価と授業改善』・『2005年度授業評価と授業改善』）と

してまとめられ、専任・非常勤教員および全学生に配布され、教員の自己研鑽、相互研鑽の場となっている。さらに、期末アンケートで良好な評価を受けた教員の授業方法、特に双方向や多方向授業で顕著な成績がみられた授業については、これをビデオに撮影・上映し、質疑・討論を交えながら、各教員の教授方法に活用されている。

ところで、期末アンケートの回収率についてであるが、平成 16 年度は 93%、平成 17 年度は 84%であった。平成 16 年度においては、授業の一部を割いてアンケートを行ったため、授業に支障を来すとの理由で、平成 17 年度は、授業終了後にアンケート用紙を学生に配布し、後にアンケート回収箱への投函という方法でアンケートを行った。その結果、アンケート回収率の低下を招いたので、新しい法科大学院FD小委員会での審議・検討を踏まえ、平成 18 年度前期には授業時間の一部（授業終了前）と休憩時間の一部を利用してアンケート用紙を回収したので、回収率は 92%まで回復するに至った。

本法科大学院では、回収率のみならず、アンケート用紙回収後の処理手続や科目担当教員への開示手続についても最大限の努力を払っている。すなわち、アンケート用紙は、公正化を期すために、各科目担当教員ではなく法科大学院事務局の職員によって回収されている。また、回収されたアンケート用紙の自由記載については、直接記載されたものを各科目担当教員に開示するのではなく、筆記した学生本人が特定されないように、法科大学院事務局の職員によるパソコン・ワープロ処理を施した後に、各科目担当教員への開示を行っている。さらに、各科目担当教員に対して、学期末試験前あるいは試験採点前に前記①～④の資料を配付すると、各科目担当教員に誤解と偏見が生じることもあり得る。そこで、各科目担当教員が学期末試験の採点表を法科大学院事務局に提出した後に、前記①～④の資料を配布することとしている。こういった措置等については、学生に事前に周知させているものの不十分な点も見られたので、学内掲示板あるいは電子掲示板等での周知徹底化を図っている。

各科目担当教員から指摘されたアンケート内容の問題点・項目上の疑義等については、随時、拡大FD委員会（現法科大学院FD小委員会）で検討が行われてきた。例えば、平成 16 年度の評価項目数は 20 項目、5 段階評価であったが、より一層の公正化・慎重化を図るために、当該委員会で審議した結果、評価項目数を増やして 22 項目、4 段階評価とし、平成 17 年度から実施されるに至った。また、アンケートの結果から浮き彫りにされた、本法科大学院全体にかかわる教育内容・教育方法の問題点等については、当該委員会で適宜その対応策・改善策を検討してきた。例えば、前記 4-1-1 に掲げた対応策・改善策の他に、できるだけ全教員が電子シラバスを活用することが望ましいこと、始業・終業時間を厳守すべきこと、授業課題については期間として十分な余裕を持った事前提示を行うべきことなどが当該委員会で議論され、各科目担当教員への注意・喚起が促されている。

(2) 学生ヒアリング

本法科大学院では、クラス担任制が採用されており（1人の研究者教員に対して概ね10人程度の学生）、定期的な会合を通じて、授業に対する要望や改善提案を受け入れている。また、オフィスアワー制度も設けられており、この制度を通じて、学生からの意見・要望を随時受け付け、個々の教員が、自らの教授方法の工夫改善に役立てるように配慮している。

これら以外にも、学生の意見・要望等を十分に教育内容・教育方法に反映させるべく、本法科大学院では、平成16年4月の開学以来、各学期の初めには、随時学生ヒアリングを実施してきた。すなわち、研究科長および専攻主任在席のもとで、各学年ごとに、学生が履修している科目担当教員の授業方法や授業内容等についての学生ヒアリングを実施してきた。ここで取り上げられた問題点については、研究科長が科目担当教員に口頭で連絡し、授業改善に役立てられていたのである。

新しい法科大学院FD小委員会では、当該ヒアリング方法のより一層の公正化、授業改善の効果アップを目指して、審議・検討が行われている。すなわち、研究科長及び専攻主任よりはむしろ、各学期に科目を担当していない教員が各学年ごとの学生ヒアリングを主宰することにより、学生の自由かつ忌憚なき意見交換が期待できるのではないかと、意見を述べた学生あるいは後日意見書を提出した学生が特定されないように、法科大学院事務局の職員によるパソコン・ワープロ処理を施すことが適切ではないかと、科目担当教員のみならず全教員に文書で学生ヒアリング内容を開示することが望ましいのではないかと、こういった意見が提示され、法科大学院FD小委員会で審議・検討した結果、平成18年度前期からは、こういった趣旨に沿った学生ヒアリングを実施するに至った。また、当該学生ヒアリングで提起された全教員に通じる問題点については、後日、教授会の検討事項にも付され、改善に向けた議論が行われている途中である。

2. 点検・評価

教授方法の向上は、FD（ファカルティ・ディベロップメント）の主たる目的である。本法科大学院では、各種の授業アンケートや授業参観等の手法を通じて、良い教授方法がどのようなものかについて、教員全体に共通認識の形成が行われつつある。それは、とりもなおさず密度の濃い施策を前提として、科目担当教員が学生評価の結果を真摯に受け止め、改善、検証、そして改善を行ったことに起因すると思われる。

3. 自己評定

以上のように、本法科大学院では、教育内容や教育方法について、学生によ

る評価を公正かつ適切に把握し、その結果を学生に通知するとともに、科目担当教員の教育内容や教育方法の改善に向けた施策が鋭意実施されている。組織的にも一定の成果を修めていることから、質的・量的にも充実しており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

学生による授業アンケートについて、さらなる公正化を目指す手法を構築すべく、法科大学院FD小委員会で議論を行っている。

5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

1. 現状

(1) 4つの科目群毎の開設科目数

4つの科目群毎の開設科目数は、以下の通りである（「平成 18 年度法科大学院履修要項」4頁・5頁参照）。

法律基本科目としては、公法系 4 科目、民法法系 13 科目、刑事法系 5 科目の合計 22 科目が開設されている。法律実務基礎科目としては 9 科目が開設され、基礎法学・隣接科目としては 11 科目が開設されている。展開・先端科目としては、企業法務コース 13 科目、市民法務コース 13 科目、公共法務コース 6 科目、刑事法務コース 5 科目、国際法務コース 6 科目が開設されている。ただし、企業法務コースと市民法務コースの共通科目が 5 科目、市民法務コースと公共法務コースの共通科目が 2 科目あるため、展開・先端科目の合計開設科目数は 36 科目である。

上記の 4つの科目群のほか、発展演習科目として 7 科目が開設されている。

(2) 学生の履修状況

法律基本科目はすべて必修科目であるため、学生全員が 22 科目 54 単位を履修している。

法律実務基礎科目の履修単位数の平均は 10.3 単位である。

基礎法学・隣接科目の履修単位数の平均は 4 単位である。

展開・先端科目の履修単位数の平均は 25.6 単位である。

発展演習科目の履修単位数の平均は 2.1 単位である。

(3) 過度に偏ることのないような配慮

法律実務基礎科目は履修単位数 10 単位のうち、7 単位が必修で、3 単位が選択必修とされており、多くの科目を履修することが要求されている。

基礎法学科目・隣接科目については、基礎法学科目 2 単位選択必修、隣接科目 2 単位選択必修とされており、必ず 1 科目ずつ履修することが要求されている。

展開・先端科目については、企業法務コースまたは市民法務コースのいずれかを主コースとして選択し 12 単位を選択必修とし、主コース以外の他の 4 コースのいずれか 1 つを副コースとして選択し 6 単位を選択必修とし、さらに全体から 6 単位を選択することが要求されている。

発展演習科目については、2 単位選択必修とし、2 科目を履修することが要

求されている。

2. 点検・評価

授業科目は4科目群全てについて開設されており、学生の履修も各科目群のいずれかに過度に偏ることはない。全てが必修科目である法律基本科目を除く各科目群についても、それぞれ一定の選択必修の枠が課せられており、学生の履修が偏らない仕組みが整っている。

特に、展開・先端科目については、主コース・副コース制の採用により、各コースに必要な関連科目の履修選択を容易にするとともに、専任教員によるクラス担任制を通じて適切に運用される仕組みが設けられている。

3. 自己評定

以上に述べたように、本法科大学院では、全科目群の授業科目が開設されており、また履修が偏らないような配慮がなされているので、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

(1) 授業科目の開設状況

授業科目の開設状況については、「平成 18 年度法科大学院履修要項」4 頁・5 頁および「平成 18 年度法科大学院授業時間表」をもって現状の記述に代えることとする。

(2) 授業科目の体系性についての配慮

法曹養成に特化した教育を行うという法曹養成研究科の理念・目的に即して、以下の科目群により、教育課程は体系的に編成されている。

法律基本科目は、法曹として必要な基本的法分野についての科目であり、法律実務基礎科目および展開・先端科目を履修する上で、その理解と修得が必要な科目群として、1 年次および 2 年次に開設されている。

法律実務基礎科目は、法曹養成に特化した教育を行うために、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分または理論と実務との架橋を強く意識した科目群として、1 年次から 3 年次にわたり開設されている。エクスターンシップは、本法科大学院が提携する法律事務所で 10 日間行われるため、夏季集中授業とされている。

基礎法学・隣接科目は、法曹としての視野の広がりとは法に対する根本的な知見と理解とを獲得し、もって法に対する深い理解の獲得を目的とした科目として、3 年次に開設されている。

展開・先端科目は、法曹として専門的法分野を確立するための基礎を獲得するための科目群として 3 年次に開設されている。

発展演習科目は、1 年次および 2 年次における科目の修得の上に、さらなる法運用力の深化のための科目として 3 年次に開設されている。

以上に述べたように、各科目群および各授業科目の開設目的に応じて、各授業科目の履修年次を 1 年次から 3 年次でバランスよく配分するとともに、学生が希望する授業科目の履修を可能とするために、前期・後期の開設科目数のバランス、各曜日の開設科目数・時間のバランスを配慮して時間割りを作成している（「平成 18 年度法科大学院授業時間表」参照）。

2. 点検・評価

高度の専門性が求められる法曹養成のための教育を行うという目的に照らして、各科目群の開設科目の種類は豊富であり、体系的にもバランスがとれていると思われる。また各授業科目について、履修年次、開設時期（前期・後期の別）、開設曜日・時間が配慮されており、学生がバランス良く選択履修できる仕組みが概ね整っていると認められる。

3. 自己評定

以上に述べたように、本法科大学院のカリキュラムの体系性・適切性に問題はないので、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

以上に述べたように、現状のカリキュラムの体系性・適切性について問題はないと考えるが、法律実務基礎科目のうち、現在は2年次担当の「法律情報」を1年次から履修できるように、カリキュラムの改正を検討中である。

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理を教育内容とする授業科目として、「法曹倫理」の名称で、2単位必修の科目が2年次前期に開設されている。

「法曹倫理」で扱う内容には、弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理が含まれている。また「法曹倫理」では、法曹の倫理と医師の倫理との対比、懲戒制度、法曹の理想像も扱われている。

2. 点検・評価

「法曹倫理」が必修科目として開設されており、その授業内容は、法曹三者の倫理の問題を扱うのみならず、それに関連する諸問題の検討も行っている。もっとも、授業の大半は弁護士倫理の問題を扱い、裁判官・検察官の倫理については、両者併せて1回の授業しか確保されていないので改善の余地がある。

3. 自己評定

以上に述べたように、本法科大学院では、法曹倫理が必修科目として開設されており、その授業の内容も概ね適切であるので、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

弁護士倫理のほか、裁判官・検察官の倫理についても、さらに授業内容を深め、かつ授業回数を増やす方向で改善したい。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

(1) 展開・先端科目の編成とコース制

展開・先端科目は、将来、学生が法曹としての専門分野を確立するために開設される科目である。本法科大学院においては、企業法務または市民法務を専門分野とする法曹養成を目標とすることから、企業生活および市民生活に必要な主要な法分野の授業科目を開設し、それぞれ「企業法務コース」、「市民法務コース」としてコース制を設け、この主コースのいずれか1つを選択するようにしている。

他方では、複雑化している現代社会における紛争予防または紛争解決のためには、重層的かつ多様な法分野の理解もまた必要である。そこで、これら主コースの他に、「公共法務コース」、「刑事法務コース」、「国際法務コース」も設け、これらコースにも代表的な法分野にかかわる授業科目を開講した上で、主コースとして選択した以外のこれらコースの一つを副コースとして選択することを求め、学生が展開・先端科目の履修の上で、一定の整合性のある履修ができるように工夫している。

(2) 履修科目の選択の指導

入学時や進級時のガイダンスにおいて、学生全体に対して、履修科目の選択等について詳細に説明している。また、本法科大学院では、各専任教員が10人程度の学生につき個別の履修指導を担当する「クラス担任制」を採用するとともに、毎週特定時間に指定したオフィスアワーを設定して、クラス担任教員が担当学生に対してコースの選択等についてきめ細かな個別指導をしている。

2. 点検・評価

将来、学生が法曹としての専門分野を確立するためにコース制が設けられている点は評価できると思われる。また、コースおよび授業科目の選択等につき、全体指導のみならず、クラス担任による個別指導が行われている点は大いに評価できるであろう。

3. 自己評定

以上に述べたように、本法科大学院の履修選択指導は充実しているが、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

本法科大学院の進学説明会用のパンフレットにおいては、カリキュラムの構成やコース選択のモデル等がわかり易く示されているので、在学生向けにも、

このパンフレットの内容を反映させて「法科大学院履修要項」を充実させたい。

5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

(1) 履修制限単位

各年次において履修できる単位数の上限は、①1年次 36 単位、②2年次 36 単位、③3年次 44 単位である（長期履修学生の履修制限単位については、「平成 18 年度法科大学院履修要項」6 頁参照）。もっとも、学生が実際に1年次に取得できる上限単位は①1年次 30 単位（10 科目全部必修科目）、②2年次 33 単位（16 科目必修で 31 単位、選択必修で 2 単位）であり、1年次と2年次においては、各年次の履修単位の上限と学生が実際に取得できる単位の上限とは一致しない。これは、学生が1年次・2年次の法律基本科目の修得に十分な予習復習の時間をとれるようにするために、過度の履修を認めないことを主眼とするものである。

履修登録は各学年の前期・後期ごとに期間を設けて行うものとされている。ただし、前期に履修できる単位数は、原則として各年次において履修できる単位数の上限の 60%を限度としている。この前期の履修単位数の制限は、主に3年次の前期における授業科目の集中履修を防ぐためのものである。

(2) 補習時間数

平成 17 年度に補習を実施した科目および補習の時間数は、以下のとおりである。

民法学	10 時間
憲法学	10 時間
企業法学	8 時間
刑法学	8 時間
行政法学	8 時間

2. 点検・評価

履修単位数上限は、①1年次 36 単位、②2年次 36 単位、③3年次 44 単位であり、また長期履修学生についても、その履修制限単位が適切に設定されている。なお、平成 17 年度の補習時間数も合理的な範囲内であって問題がないと思われる。

3. 自己評定

以上に述べたように、履修単位数の上限は適切であるので、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

1年次と2年次において、各年次の履修単位の上限と学生が実際に取得できる単位の上限とが一致しない点について、「法科大学院履修要項」でその趣旨説明を明示的に記載することとしたい。

また、法律実務基礎科目のうち、現在は2年次配当の「法律情報」を1年次から履修できるように、カリキュラムの改正を検討中である。この改正が実施されると、学生が1年次に実際に取得できる単位数の上限は31単位となる。

さらに、学生の予習・復習時間を十分調査した上で、カリキュラムを検討し、開講科目の開講年次を繰り上げることを考えていきたい。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

本学では、開設科目に関するシラバスとして、毎年、「法科大学院履修要項」を作成して学生に配布している。配布時期は、3月下旬のオリエンテーション時である（平成18年度については、平成18年3月27日）。シラバスについては、その科目のねらいはどこにあるか、また各回においてどのようなテーマを取り扱うかを明確にするとともに、その授業において使用する教材を明示するようにしている。

また、各授業科目において使用するレジュメは、教員がコピーして配布するほか、レジュメを法科大学院教育研究支援システムの電子シラバス上に掲載し、学生がパソコンを通していつでもどこからでもそれらのレジュメを入手できるようにしている。また、「法科大学院履修要項」における授業計画に変更や修正があった場合は、そのつど電子シラバスによる補正を行い、学生が常に最新の内容のレジュメや準備事項を知ることができるようにしている。

2. 点検・評価

本学が学生に対して実施したアンケート調査によれば、「教員は、あなたのクラスの授業について、十分な準備をしていましたか」との質問に対して、「2004年度授業評価と授業改善」（47頁）では5段階評価で4.40、また、「2005年度授業評価と授業改善」（66頁）では4段階評価で3.51という評価がなされている。

3. 自己評定

上述のアンケート結果からもわかるように、本学では教員は授業について十分な準備をした上で授業に臨んでおり、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

履修要項に記載されているシラバスの中で、その記載が簡略すぎるとと思われるものについては、今後その記載を充実させる等の方向で改善を図りたい。また、レジュメ配布・電子シラバス掲載の配布時期・掲載時期については、FD小委員会において、一つの基準を定めて（週1回の授業についてはその授業の1週間前まで、週2回の授業については、その授業の3日前まで）、その時期までに早期にレジュメを実際に配布するか電子シラバス上にレジュメを掲載することに決定し、改善を図った。

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

〈1〉 授業全般

(1) 教育内容

本法科大学院では、理論と実務の架橋という観点から、これまでの学部教育のような講義形式での抽象的な授業を行うのではなく、1年次では、多くの具体的な事例を用いて体系的な知識を習得することができるように配慮している。また、特に2年次では、各法分野において実際に裁判所により言い渡された重要な判例（ケース）に基づく具体的な事例またはそれを多少簡略化した事例を用いた授業を行っている（ケース・メソッド）。

このような具体的な事例を出題することにより、学生が自ら問題点を発見し解決する能力を養うことができるように配慮している。

(2) 授業の仕方

法科大学院は、学部とは異なり実務家の養成を目的とすることから、その授業についても、単に教員が教科書に基づいて一方的に講義をするのではなく、教員が学生に対して質問し、これに対して学生が冷静かつ論理的に応答することができるような能力（将来、実務家に必要とされる法的議論・コミュニケーション能力）を身につけさせることが重要である。このような観点から、本学では、教員と学生との質疑応答に基づき授業を進めていくソクラティック・メソッドを採用している。

もともと、ソクラティック・メソッドが利用される程度は、学年により異なると思われる、未修者を対象とした1年次の授業では、基礎的な事項の修得をも目的とするため、講義形式とソクラティック・メソッドが併用されているのが現状である。また、3年次の展開・先端科目についても、応用的な事項をその内容とするため、両者の併用がなされる場合が多いと思われる。

なお、「法律情報」では、情報検索にパソコンを利用するという特性から、予めパソコンが備え付けられたパソコン教室で、パソコンを利用した授業や、学生によるプレゼンテーションが行われている。また、「法医学特講」についても、映像機器を利用した授業が行われている。

(3) 履修指導（予習やフォローアップ）

(ア) 法科大学院においては、学生が予め授業で扱う事項について十分な予習をしていることが前提となるから、学生に対して予習すべき事項を明確に指示していることが重要である。この点については、大部分の授業において、担当教員が予め配布するレジュメに予習事項を記載し、あるいは予め法科大

学院学習支援システム上の電子シラバスに予習事項を掲載するという方法で、これに対応している（なお、「大部分の授業において」という表現を用いたのは、科目の性質上、予め予習すべき事項を明確に指示することを前提としないものがある〔法律情報やリーガル・クリニック〕ためであり、それ以外の科目については、予習事項が明示されている）。

(イ) また、学生が当該科目の内容をどの程度理解しているかを確認するため、期間の中間にテストを実施したり、授業で取り扱ったテーマについて数回のレポートを提出させる等の工夫をしている。これらのレポートについては、教員が添削をした上で学生に返還するのが通常である。なお、レポートについては、学生負担を考慮して、各科目間で特定の時期に重ならないように調整している。

(ロ) 当該授業の内容について学生が理解できなかった部分があれば、教員は授業後にその場に待機し可能な限り学生の質問等に応じているが、これに加え、各教員にオフィス・アワーの時間を設け（週2講時分）、その時間には必ず研究室に待機して学生の質疑に回答するようにしている。また、随時、メールによる学生の質問に対しても応じている。

(ハ) 各科目の期末には試験を実施するが、これについては、その試験実施後教員は必ず「講評講義」を実施するものとし、この講義において当該試験問題の出題の意図、重要な法律上の争点とそれについての基本的な考え方を説明している。その際、当該クラスの中で最も評価の高かった答案を学生にコピーして配布したり、この講評講義までにすべての答案について添削を行い、学生にそのコピーを返却している教員が多かった。そこで、FD小委員会において、この点において検討した結果、学生に対する教育的配慮という観点から、教員は学生の試験答案のコピーを必ず学生に返却するものとすることに決定した。なお、この期末試験の次の時間に「講評講義」を行うという仕組みは、本法科大学院開設年度（平成16年度）から継続して実施している。

(ニ) 本学では、専任教員が数人の学生を担当として受け持つクラス担任制を採用しており、定期的に自己が担任をしている学生と会合して、学修上及び学生生活上の問題について学生から意見を聞くこととしている。このクラス担任制に基づく会合の際にも、学生から学修上の質問等（例えば、ある科目についての勉強方法等）について相談を受け付けることができるようにしている。

(ホ) 教員は、写真入りの学生名簿および座席表に基づいて出欠席を確認している。

(ヘ) 本学では、さらに教員がクラス担任をしている学生の授業への出席数や成績について電子カルテを利用してそれらの状況について確認することができ、これに基づいて学生に必要なアドバイスを行っている。

(ト) さらに、本学では正規の授業の他に、未修者に対するフォローアップ等

を目的として単位取得を目的としないセミナー制度を用意している。もっとも、現状ではこのセミナー制度ではなく、学生側からその都度一定の科目についての講義やゼミの要望等（いわゆる自主ゼミ）が教員側に対してなされる場合が多く、これらの要望に基づいて教員が自主ゼミに参加し、必要なフォローアップをしている。なお、これに関連して、本学では、本学の入学試験に合格したものに対して、憲法・民法・刑法等の法律基本科目について、希望者を対象として入学前の事前講座を実施している。

(ケ) また、今年度（平成 18 年度）から、法科大学院修了生をアルバイトとして採用し、学生のグループ学習指導にも対応することのできる体制を用意した。

〈2〉各科目について（別紙 6-1-2 〈2〉参照）

2. 自己評定

授業が、質的・量的に見て充実しているが、改善の余地があるので「B」評価に値すると思われる。

3. 改善計画

上述のように、各教員はケース・メソッド及びソクラティック・メソッドを主体とした双方向の授業を実施するよう心がけているが、その利用の程度は、学年により、あるいは教員間においても異なっており、現在のところ試行錯誤を繰り返しているというのが現状である。しかし、ケース・メソッドやソクラティック・メソッドが、将来実務家になったときに必要とされる問題発見能力や問題解決能力、および法的議論の能力の涵養にあるとすれば、可能な限り第一学年から、これらの教授方法を積極的に利用すべきであると考えており、各分野別FD部会でも議論を進めている。また、例えば、「発展演習」科目間において、授業方法等に大きな相違がないように、FD小委員会を通して議論し改善を図りたい。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

「理論教育と実務教育の架橋」の意義、目的については、法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院であることからすれば、まず第1に抽象的な法理論教育ではなくより実践的な観点から問題発見能力、法的分析能力及び問題解決能力の養成を目的とした法理論教育が必要であること、第2に、法理論が実務において実際にどのように機能しているかを理解させ、その問題点を把握させるとともに、実務の体験を通して人間性の涵養を図る必要があること、第3に、先端的な法領域についての教育を通して、現実の社会に生起している問題点を理解させる必要があること、であると考え。そして、以上の点については、教員全体の理解が得られていると考える。

そこで、理論教育と実務教育との架橋を意識した授業の一つとして、本学では、まず第1に、複数の教員（実務家と研究者または研究者2人）が共同で一つの科目を担当する「総合演習」という科目を、2年次の必修科目として開講している。このうち、実務家教員と研究者教員が共同で担当する科目として、民法の教員（実務家）と民事訴訟法の教員（研究者）が担当する「民事法総合演習Ⅱ」、商法の教員（実務家）と民事訴訟法の教員（研究者）が担当する「民事法総合演習Ⅲ」があり、理論と実務間における相互の批判的検討を可能にするとともに、各教員が一つの事例につき実体法と手続法の双方の観点から学生に対して質問を行い授業を進めることができるように配慮している。また、研究者教員2人が共同で担当する科目として、民法と商法の教員が担当する「民事法総合演習Ⅰ」、及び刑法と刑事訴訟法の教員が担当する「刑事法総合演習」があり、一つの事例について多面的かつ複眼的な考察ができるように、学生に対して質問を行い授業を進めている。また、この科目では、研究者教員もまた実務を意識した授業（例えば、要件事実等）を行っている。

次に、理論が実務においてどのように機能し、また理論を紛争解決のために現実においてどのように機能させるか、同時に実務における固有の問題等により理論の限界や問題を理解し、さらなる適正かつ妥当な解決にはどうしたらよいかを考えさせるという観点から、いわゆる法律実務基礎科目として、「法律情報」（1単位）、「法曹倫理」（2単位）、「民事訴訟実務基礎論」（2単位）、「刑事訴訟実務基礎論」（2単位）を、いずれも2年次の必修科目として開講している。

さらに、これらの必修科目とは別に、実務家を中心として、法理論の具体化を体現する「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」を模擬法廷を利用して行うと同時に、実務家教員による「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」、さらには弁護士の役割を実習する「ローヤリング」を開講し、弁護士と

して必要となる交渉能力、カウンセリングの基礎を習得させ、リーガル・クリニックおよびエクスターンシップの実が挙がるように配慮している（選択必修科目）。

2. 点検・評価

総合演習では、FD全体委員会で双方の教員が意思の疎通を図る等の工夫をしている。また、上述のように、理論と実務の架橋を目指した科目については、「総合演習」及び法律実務基礎科目のうち「法律情報」、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎論」、及び「刑事訴訟実務基礎論」を必修科目とし、また「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」及び「リーガル・クリニック」（各1単位）については、3単位選択必修とすることで、可能なかぎり学生が実務科目を履修する機会を持つことができるように配慮している。

3. 自己評定

本学では、理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実しており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

「理論と実務の架橋」の意義やこれを達成するための方法等については、現在FD小委員会等において検討を行っており、その結果、今後次のような改善を行うことを決定した。まず第1に、現在のところ実務家教員の数が少ないため、今後非常勤の弁護士教員の数を増加させることにより、実務家教員と研究者教員が協力して行う授業の数を増やす方向で改善を図りたい。第二に、現在研究者教員が担当している「発展演習」科目や「総合演習」科目について、可能な限り実務家教員を参加させるようにして、理論と実務相互間の交流を図るようにしたい。また、第3に、科目間において授業方法等について大きな相違がないように、授業参観等を通して、授業内容や方法等について一層の改善に取り組みたい。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

本学では、いわゆる「臨床科目」として、第一東京弁護士会との提携・協力により、リーガル・クリニックとエクスターンシップを実施している。

まず第1に、リーガル・クリニックは、第一東京弁護士会の公設法律事務所である「渋谷シビック法律事務所」において実施している。その際、公設事務所の弁護士が本法科大学院の特任教員として、リーガル・クリニックの指導にあっている。公設事務所に依頼のあった事件の中から学生が担当し、教育に適切と思われる事件を、指導弁護士の指導のもと、実際に相談者と相談して相談を受け付け、回答を行う。担当した事件については、次回授業において演習方式で問題点等の再検討を行いその充実を期している。なお、平成17年度の履修者は、10人（全員単位取得）、平成18年度の履修者は7人であった。

第2に、エクスターンシップについては、これも第一東京弁護士会の協力を中心として、受け入れ法律事務所を一定数確保し、夏期休業期間中、平日10日間、一日8時間、法科大学院の学生を受け入れてもらっている。学生は、法律事務所において、指導弁護士の指導のもと、法律業務の遂行に必要な基礎的・補足的業務の一部を行うことで、法律業務の実態に触れ、もって法曹としての自覚と意識の涵養を行い、学修意欲の向上をはかるようにしている。そして、学生に対して毎回の実習の結果について報告書を提出させ、これに基づいて成績評価を行っている。なお、平成16年度の履修者は5人（全員単位取得）、平成17年度の履修者は14人（うち13人単位取得）、平成18年度の履修者は13人であった。

ところで、エクスターンシップの実施要領については、事前に第一東京弁護士会と協議を行いその内容を定めてきた。しかし、法科大学院開校から3年目を迎えその内容を再度検討するために、平成18年9月1日に第一東京弁護士会法科大学院検討委員会と本学との間でエクスターンシップ実施方法・内容について詳細な打ち合わせを行い、これまでのエクスターンシップの実施要領を見直して、新たなエクスターンシップ実施のためのガイドラインを作成し（資料15参照）、各協力弁護士事務所に協力をお願いした。また、これとの関連で、FD小委員会を開催し、エクスターンシップ充実のための方策を検討した。その結果、エクスターンシップに参加した学生に対しては、これまでの毎回の実習についての報告書に加え、研修期間中に課されたレポート課題や作成書面をも提出させることとして、提出書類の充実を図ることとした。

第3に、ローヤリングは、2年次の選択必修科目として開講されており、本学の実務家教員2人がそれぞれ1科目を担当している。この科目は、法曹、特に弁護士が法律業務上必要とされる基本的なスキル、すなわち、契約文書、和解文書、遺言書、内容証明等の法文書の作成や問題点を検討するとともに、依

頼者からの面談を受ける場合の基本的なスキル、契約交渉における交渉の基本的なスキルを検討している。また、ロールプレイングによる模擬的交渉を実習として行っている。なお、平成 16 年度の履修者は 20 人（全員単位取得）、平成 17 年度の履修者は 37 人（全員単位取得）、平成 18 年度の履修者は 51 人（49 人単位取得）であった。

第 4 に、民事裁判演習は、3 年次の選択必修科目として開講されており、本学の実務家教員が担当している。この演習では、金銭支払訴訟及び不動産訴訟を取り上げ、選択すべき紛争解決方法の選択の検討や、訴状の起案（即日起案）、司法研修所ビデオに基づく第 1 審手続の解説、準備書面、証拠説明書等の提出書面の起案（即日起案）を行う。また、演習の後半からは、交互尋問の準備（尋問事項書作成）を行わせた上、模擬法廷教室を利用して模擬口頭弁論（交互尋問）を実施する（模擬裁判）。そして、その結果を講評した後、和解条項の検討を行わせている。なお、平成 17 年度の履修者は 15 人（全員単位取得）、平成 18 年度の履修者は 30 人（全員単位取得）であった。

第 5 に、刑事裁判演習は、3 年次の選択必修科目として開講されており、本学の実務家教員が担当している。この演習は、刑事訴訟実務の流れに従い、検察官、弁護士、裁判官の各立場や役割から事実認定に関する問題、法律問題等を取り上げて検討している。具体的には、刑事裁判記録の見方やその内容の検討、証拠についての検討、公判に向けての検討（冒頭陳述書の作成要領の指導、証拠申出書・尋問事項書の作成指導）を行う。そして、演習の後半からは、模擬法廷教室を利用して公判手続（冒頭手続、証拠調べ手続）、論告・弁論、及び判決言渡期日を疑似体験させることとしている。なお、平成 17 年度の履修者は 12 人（全員単位取得）、平成 18 年度の履修者は 26 人（全員単位取得）であった。

また、本法科大学院の施設として模擬法廷を設置し、これを使って、民事裁判演習および刑事裁判演習を開講している。模擬法廷は、そこで行われている状況をカメラによりビデオに記録し、加工できるようにし、後日の教育に効果的に対応できるように配慮している。

さらに、本学では、理論と実務の架橋をはかるための「臨床教育」の一環として、無料法律相談を実施している（平成 16 年度は後期 1 回、平成 17 年度は前期及び後期の 2 回実施）。これは、法律相談を行う弁護士に、相談者の同意を得て法科大学院生 2 人が同席する形で行われ、それぞれの相談終了後に、担当弁護士が学生に対してその相談内容に関する事実上及び法律上の問題点等について説明をし、あるいは学生に意見を求める等の形で、フォローアップを行っている。

なお、学生が臨床科目を履修するにあたっては、あらかじめ守秘義務等の重要事項について説明会を開催しその重要性を周知徹底させた上で、誓約書の提出を義務付けている。また、学生による守秘義務違反等の行為により第三者に

対して損害賠償義務が生じる可能性を考慮して、学生全員について「法科大学院損害賠償責任保険契約」を締結している。

2. 点検・評価

リーガル・クリニックについては、実際の事件について、例えばその法律相談や訴訟の打ち合わせ等に学生を立ち合わせる等の教育が望ましいが、相談者等の同意が得られない場合が多く、この点については、この授業とは別に実施されている無料法律相談で補っている。

3. 自己評定

上述のように、本学では第一東京弁護士会との提携により、質的・量的に見て充実した臨床教育が実施されており、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

エクスターンシップやリーガル・クリニックのような「臨床科目」（実務研修プログラム）に参加した学生の満足度は非常に高いものの、受け入れ法律事務所数の制約等から、希望する学生の全員が履修することができない状況にある。今後は、できるだけ履修を希望する学生の全員が履修できるように、受け入れ法律事務所数の増大を第一東京弁護士会に依頼したい。

また、臨床科目の配当年次が限定されていることから、リーガル・クリニック等について学生が選択履修しやすいようにするために、他の科目との重複が生じないように時間割を工夫することにより改善を図りたい。さらに、リーガル・クリニック等の科目について学生に費用を負担させている点についても、現在のところ極力学生の負担を軽減するという方向で鋭意検討中である。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 現状

本法科大学院では、法曹としての、使命感、責任感、倫理観、情報調査能力、問題分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力等が法曹に必要なマインド及びスキルであると考えている。これらのマインド及びスキルの養成のために、カリキュラム中に以下の科目を設けている。このうち、法曹倫理及び法律情報は、必修科目であり、受講生を2クラスに分けて受講させる少人数教育の徹底により、確実な修得を目指している。また、その他5科目は選択必修科目としており、5科目中から少なくとも3科目を履修することを求めている。

(1) 法曹倫理・・・主に、法曹としての使命感、責任感、倫理観の涵養を目的とする。法曹資格を得た後にこのマインドを養成する機会は多くないと思われるので、法科大学院在学中にこれを完全に身につけることが必要であると考えている。

(2) 法律情報・・・主に、事実調査能力の養成を目的とする。この能力についても、系統的に修得する機会は法科大学院の講義以外にはないと思われるので、完全に身につけることが必要であると考えている。

(3) 民事裁判演習、刑事裁判演習、ローヤリング、エクスターンシップ、リーガル・クリニック・・・現実の具体的事例又は模擬事例を題材にすることによって、問題の分析能力、検討能力、事実認定能力、解決能力、表現・説得能力、コミュニケーション能力等の養成を目的とする。

これらは、法曹の日常業務の中で養われ高められるものと思われるので、法科大学院教育の中では、基本的姿勢が理解でき、基礎的能力が身につけばよしとせざるを得ないと考えている。ここにいう「基本的姿勢」「基礎的能力」とは、教材等に書かれている結論を「真似る、覚える」のではなく、条文と基本理論を手がかりとして自ら考えようとする姿勢であり、そのための能力である。

以上のほか、本法科大学院と第一東京弁護士会の共催による無料法律相談会を少なくとも年間に1回実施し、学生に当日の運営と傍聴をさせている。これにより、実務感覚を身につけさせ、実務科目の学習への動機付けとなることを狙っている。

また、エクスターンシップの受講生による教員及び下級生を対象にした報告会を実施し、実地経験の共有化を図っている。

2. 点検・評価

1. に掲記した各科目は、司法試験とは直接的な関係を持たないため、学生がどこまで真摯に取り組むかという危惧はあったが、期末試験により到達度を測ったところ、履修した以上は極めて真摯に取り組んでいることが分かった。

ただし、選択必修科目の履修選択においては、前記5科目のうち裁判演習とローヤリングに集中しすぎているきらいがある。

3. 自己評定

学生側の履修科目の選択の実態には若干の問題を残しているものの、実務科目として考えられるあらゆるメニューを用意しており、履修した学生側からの評価も高いことから、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

地上9階・地下1階の法科大学院専用棟を設け、法科大学院におけるすべての授業を行うと同時に、学生の自主的な学習に必要な機能を備えている。敷地面積は900.91㎡、延床面積は3,274.65㎡。

専用棟の開館時間は、平日及び土曜日は8:00～23:30、日曜日・祝日は10:00～20:00とし、集中的な学習が必要となる7月と1月は24時間開放を実施している。

教室・演習室は、16人収容1室、30人収容2室、34人収容1室、36人収容3室、44人収容1室、86人収容1室で合わせて8教室である。比較的大きな402教室、502教室にはマイク機器を設置するとともに、402教室には50インチのディスプレイ2台、ビデオ(DVD)プレイヤー、書画カメラを、その他PC教室(36人収容)には、プロジェクタ、大型スクリーン、ビデオ(DVD)プレイヤー、書画カメラを備え、情報教育に役立てている。

また、模擬法廷教室(傍聴席27席)は、理論と実務の架橋をかかげる法科大学院にとって象徴的施設であり、そこで実施した模擬裁判の様子を録画し教材づくりが可能となるシステム機器を導入している。

自習用学習室は、地階に49人用(117.84㎡)と19人用(46.28㎡)の2室、2階に58人用(114.78㎡)と26人用(58.84㎡)2室の計4室を設け、152席のキャレルデスクを用意することにより、学生全員がいつでも学習できる環境を整えている。また、各学習室には1～2台のプリンターを備え付けている。

ロッカールームは、六法や参考図書など法科大学院棟に常備できるよう個人用ロッカーを学生全員分用意している。

89㎡の法科大学院図書室を地階に設け、法律専門図書・雑誌及び法令・判例集を約8,000冊配架している。また、この図書室には法律関連DVDデータ検索が可能でパソコン3台を含め合計8台のパソコンを常設している。もちろん徒歩4分の本校図書館についても利用可能としている。

情報環境面では、無線LANシステムを導入し、館内はどの場所であってもイントラネット(KOMAnet.)への接続が可能となっている。民間企業による教育研究支援システムも採用し、効率的な学習が可能となるようサポートしている。

国道246号線、首都高速道路に面する教室があるため騒音量調査を行い、基準値を下回っていたものの少しでも静穏な環境を確保しようと開校1年目にあたる平成16年8月に窓を二重サッシに換える工事を行った。

また、学生の教材が予想以上に多かったこともあり、平成17年4月学習室キャレルデスクに本棚、デスクサイドワゴン、デスクライトを設置し、教材の

収納場所の拡大を図った。

なお、平成 18 年 4 月には 1 階エレベータホール横に資料配布棚を設置した。

2. 点検・評価

一部の教室（3 室）の椅子が木製で硬く、長時間の授業には適さないとの指摘を学生から受けている。

3. 自己評定

学習に必要な設備は完備できていると考えている。また、東急田園都市線「駒沢大学」駅から徒歩 4 分という立地条件が 23 : 30 までの開館を可能にしている。学習に適した法科大学院であると自負しているので、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

学生から指摘されている座席は固定席のため、現在のところ全面的な改修は計画していないが、長時間の着席が容易になるよう、クッションシートをはり付けるなどの方策を検討している。

8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

法科大学院図書室には、開講科目ごとの参考図書を一図書につき複数冊取り揃えて配架している。図書の選定については、専任教員のみならず非常勤教員に対しても、毎年、図書選定委員から依頼をし、購入・配架している。また、学生たちからの要望については、図書選定委員がとりまとめ、必要な図書を定期的に購入・配架している。

また、各法律分野にわたる判例集は以下のものを取り揃えている。

「下級裁判所民事判例集 1～35 巻」（昭和 26 年～62 年）／「家庭裁判所月報 1～51 巻」（昭和 24 年～平成 11 年）／「行政事件裁判例集 1～47 巻」（昭和 25 年～平成 7 年）／「金融・商事判例 1～1110 号」（昭和 41 年～平成 13 年）／「刑事裁判月報 1～18 巻」（昭和 44 年～昭和 60 年）／「交通事故民事裁判例 1～37 巻」（昭和 44 年～平成 16 年）／「高等裁判所判例集 1～50 巻」（昭和 22 年～平成 9 年）／「最高裁判所判例集（民事・刑事） 1～57 巻」（昭和 22 年～平成 15 年）／「大審院判決録（民事・刑事） 1～27 巻」（明治 28 年～大正 10 年）／「判例時報 1～1916 号」（昭和 28 年～平成 17 年）／「判例タイムズ 1199 号」（昭和 25 年～平成 17 年）／「無体財産権関係民事行政裁判例集 1～30 巻」（昭和 44 年～平成 10 年）／「労働関係民事裁判例集 1～48 巻」（昭和 25 年～平成 9 年）／「大審院民事判例集 1～25 号」（大正 11 年～昭和 21 年）／「大審院刑事判例集 1～26 号」（大正 11 年～昭和 22 年）

さらに、法律専門雑誌は、使用頻度の高さを考慮して、以下の雑誌につき、平成以降のバックナンバーを揃えることとした。

「NBL」、「金融法務事情」、「国際商事法務」、「最高裁判所判例解説（刑事編・民事編）」、「ジュリスト」、「ジュリスト重要判例解説」、「商事法務」、「別冊ジュリスト」、「法学協会雑誌」、「法学教室」、「法学セミナー」、「私法判例リマークス」、「法律のひろば」、「民事月報」、「民商法雑誌」、「研修（法務総合研究所）」、「現代刑事法（平成 17 年 1 月休刊）」、「法律時報」、「ビジネス法務」、「会社法 A 2 Z」、「資料版商事法務」、「信託」、「刑事法ジャーナル」、「受験新報」。

本校図書館が管理している「法科大学院図書室ホームページ」は、セルフ式貸出・返却システム、蔵書検索に加え、法令・判例検索等の機能も備えている。図書の配架は、平成 18 年 4 月からは原則として毎週水曜日に行っているが、配架と同時に新着情報を見ることが可能である。

このほかに情報環境面では、教育支援としての「教育支援システム」と情報提供としての「ロー・ライブラリー」で構成される「法科大学院教育研究支援

システム」を採用している。これにより、教員が担当科目の授業内容を掲載した電子シラバス上の予習教材等の記述箇所からハイパーリンクにより「ロー・ライブラリー」収録の文献に直接リンクし、参照することができる。このシステムは大学だけでなく、自宅からも 24 時間利用が可能となっている。平成 18 年 4 月現在この「ロー・ライブラリー」で利用可能な情報は、「Vpass」「六法全書電子復刻版」「日経テレコン 21」「文献月報検索」「法律時報」「商事法務」「NBL」「学界回顧/判例回顧と展望」となっている。

また、図書室からのパソコンにより検索し、判例・法令を探すシステムも利用可能となっている。平成 18 年 4 月現在利用可能な情報は、「最高裁判所判例解説」、「判例タイムズ DVD」、「ジェリスト DVD」、「旬刊金融法務事情 DVD」、「労働判例 DVD」、「金融・商事判例 DVD」、「ジェリスト判例百選 DVD」である。

2. 点検・評価

法科大学院図書室の収蔵量には限界があり、増え続ける図書をどのように管理するのかという課題はあるが、現在のところは問題なく運営できている。

法科大学院での授業・学習に必要な図書・情報については標準的なものは整備されている。ただし、利用したい時に図書が返却されていない状態があり、この点の改善が必要である。

3. 自己評定

図書の貸出、返却について改善が必要であるので、「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

図書の収蔵については、データ化されている雑誌・判例集については古いものからデータでの提供に移行する。

また、収蔵方法については、移動式書架を設置する計画である。

図書の貸出・返却のルールを厳守するよう徹底を図る。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

(1) 奨学金等

本学全体の奨学金制度は、別冊子「奨学金案内」のとおりであるが、その中で、法科大学院学生が利用できるのは、駒澤大学百周年記念奨学金、駒澤大学教育後援会奨学金（家計）、日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）、駒澤大学教育ローン利子補給奨学金である。その他、本法科大学院独自の奨学金制度として、駒澤大学法科大学院育英奨学金（資料 16）、駒澤大学法科大学院特別奨学金（資料 17）がある。

(2) 法科大学院専用ローン等

本法科大学院では第一勧業信用組合と提携して、法科大学院に進学する学生専用開発されたローン（600 万円を限度とした学費等専用型ローン、および 1,300 万円を限度とした生活費対応型ローン）制度（資料 18）を設け、学費等の経済的な不安を解消し、学修に専念できるように支援を行っている。

(3) その他の経済的支援

電子シラバス・判例データベース等を利用するために不可欠なノートパソコンに関して、まず、大学として、必要なソフトをプレインストールし各種の設定を済ませた推奨機種を市販の同等ノートパソコンよりも割安の価格で提供するとともに、一定額を大学が負担し、パソコンの購入を補助している（資料 4「大学院生用ノート型パソコン購入補助制度について」）。また、授業の際に必要な資料等をコピーする補助として、年間 1,500 枚までコピー機を無償で使用できるようにしている（資料 4「コピーカード使用要領」）。

(4) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

セクシュアル・ハラスメントに関しては、パンフレット（資料 19）のとおり相談窓口を設けて直接受け付けるほか、電話や E-mail でも受け付けている。

(5) バリアフリー化と障害者用トイレの設置

身体障害者に対する支援体制として、バリアフリー化するとともに、教室では車いすでも受講可能なスペースを設けているほか、障害者用トイレを設置している。

2. 点検・評価

(1) 奨学金の活用状況は、資料 20 のとおりである。

(2)法科大学院専用ローンの利用状況は、次のとおりである。

年度	問い合わせ	申し込み	融資
平成 16 年度	4 人	3 人	2 人
平成 17 年度	6 人	6 人	3 人
平成 18 年度	6 人	5 人	4 人

(3)セクハラ等人間関係トラブル相談窓口について

セクシュアル・ハラスメント相談員は資料 19 のとおりであるが、法科大学院だけでなく、大学全体の問題としてアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを含めその解決、防止に取り組んでいる。

3. 自己評定

学生支援の仕組みは充実しているが、奨学金制度について一部改善すべき点もあり、「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

駒澤大学法科大学院育英奨学金に関して、現在、入学試験に優秀な成績で合格し、入学した者に対して奨学金（授業料半額相当額）を給付しているが、次年度継続する為にはG P A 3.0 以上を取得することが必要条件となっており、本年度は継続受給者がいない状態となっている。そこで、この制度を見直し、在学中の成績優秀者が2年次や3年次から奨学金が受給できるように、規程の改正を進めている。

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

(1) クラス担任制

本法科大学院では、1人の教員に対して各年次3～4人の学生を担当して、当該学生の学期末の成績のみならず、逐次に出欠状況を含む学習状況を把握するために導入されている「電子カルテ」に基づいて、修了まで緻密な指導をおこなう「クラス担任制」が設けられている。

(2) オフィスアワー

前述のクラス担任制は学習方法一般について助言するのに対して、特定の法分野の学習方法等については、専任教員が一定時間帯に研究室に待機して、学生が自由に（言い換えれば予約なしに）相談や質問等をし、専門的な観点からの助言を受けうる機会として「オフィスアワー」が設けられている。

(3) その他

法科大学院棟1階ロビーに専任教員の在室を示すホワイトボードを設置し、オフィスアワー以外の時間であっても、教員の在室時間に随時学生が教員を訪ねられる体制となっている。

2. 点検・評価

(1) クラス担任制について

学習方法の助言について、各クラス担任は、学生の成績や学習状況について把握しており、学生から助言を求められるかぎりそれに対応しているが、その際、たんなる学習相談にとどまらず、生活相談にまで及ぶことが少なくなく、そのような場合には、学生の置かれている具体的な状況に応じて、助言をしている。

また、進路選択については、法科大学院においては、それが学生にとって必ずしも望ましい「転進」を意味しないので、学修が進まない学生については、その学生を担当するクラス担任の方から面談の機会を設け、より具体的な学習方法を含む学習状況を聞いたうえで、ケースによってはさらに研究科長・専攻主任を交えた面談をおこない、進路選択の助言をおこなっている。

(2) オフィスアワーについて

オフィスアワーは就業規則に基づいて設けられているのではなく、各教員の合意の上で設けられた制度であるが、個々の教員は、あらかじめ1年次生または2年次生の科目と抵触しない講時を週2講時分指定し、各教員のオフィスア

ワーを取りまとめた一覧を学生に対して掲示して、その時間帯には学生からの学習相談や担当分野に対する専門的な質問に応じている。曜日・時間設定に関しては、とくに1～2年次の学生の授業時間と重ならないように工夫しているにもかかわらず、必ずしも学生の多くがこれらの機会を利用しているとはいえない。教員は、学生自身が週単位の予復習の計画をしっかりと立てた上で、科目ごとの質問や学習上の相談は、講義後の短い休憩時間だけではなく、オフィスアワー等の機会を積極的に利用するよう、学生に働きかけているところである。

オフィスアワーはおもに学習相談を受ける機会として設けられているが、その他、クラス担任以外の教員に生活上の相談をする機会になる場合もあり、個々の教員はそれに対する助言もおこなっている。

(3) その他

現在のところ、恒常的に制度化はされていないが、平成17年度は、前年度の司法試験に合格した本学法学部卒業生が、アドバイザーとして、本法科大学院の学生に対して、法科大学院の理念や教育目標に沿って学習上・生活上の助言をおこない、平成18年度は、本法科大学院修了生のうち10人が学習アドバイザーとなり、主として夏季休暇中に、学生の自発的グループ学習（自主ゼミ）に参加したり、その他学習上・生活上のアドバイスをしたりする体制が設けられ、学生からは好評を得ている。

3. 自己評定

クラス担任制・オフィスアワーのいずれにおいても、教員の意識を含めて制度・体制として整備されているとともに、個々の教員は、学生から求められるかぎり最大の対応をしており、有効に機能しているといえるので、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

1. 現状

(1) 学生相談室

本学では、学生が充実した学生生活を送れるようサポートするための機関として学生相談室を設置し、日常生活の中で生じる様々な問題・悩みについて、カウンセラーやアドバイザーが相談に応じており、パンフレット（資料 21）により法科大学院生にも周知している。

(2) 保健管理センター

医療の専門的立場からの支援として、保健管理センター（資料 22）が設置されており、精神的な問題についても対応している。

2. 点検・評価

(1) 学生相談室について

相談は、窓口で受け付けるほか、電話・手紙・FAX や E-mail でも受け付けている。

日祝日・大学休業期間中を除いて開室し（月によって異なることがある）、精神面のカウンセリングについては、臨床心理士 5 人が相談に応じている（その他、内容によって、アドバイザーとして教員 10 人、弁護士 2 人が相談に応じている）。

(2) 保健管理センターについて

保健管理センターにおける相談は 8 人の医師が対応しており、身体面の相談だけでなく精神面の相談にも応じる体制となっている。

また、看護師は常時対応できる体制となっている。

3. 自己評定

心理的なケアとしては学生相談室が対応し、医療的ケアとしては保健管理センターの医師が対応しているが、前者においては、17 人の相談員のうち 5 人が臨床心理士として専門的なカウンセリングをおこなう体制が整備され、後者においては、センターによる診療科目・診療時間のうち、半数が心療内科、神経内科、精神科にあてられ、それぞれの専門医が対応する体制が整備されているなど、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

カリキュラム・教員体制については、基礎法学科目（2単位の6科目、うち2単位3年次選択必修）としてアメリカ法特講、EU法特講が配置され、展開・先端科目として国際法務コースに（2単位の6科目、うち6単位3年次選択必修）、国際公法特講、国際私法特講、国際取引法特講、国際人権法特講、国際経済法特講、国際組織法特講が配置され、それぞれ専任教員及び兼任教員が担当している。

本学としての国際的活動等として、国際交流センターが設けられ、国外13大学と国際交流協定を結んで交換留学等交流をおこなっているが、現状では本法科大学院としての国際交流協定はまだ締結していない。

2. 点検・評価

展開・先端科目において、副コース科目17科目のうち、3分の1以上にあたる6科目を設置し、各科目においても適切な教員を配置しており、質・量ともに「国際法務コース」の名称に恥じない科目構成となっている。また、法科大学院の教員も本学の国際センター委員会の構成員となっており、国際性の涵養に取り組んでいる。

3. 自己評定

国際法務に関して、とくに「国際法務コース」として設定し、それに必要な科目・教員体制を設置・整備しており、「企業法務コース」、「市民法務コース」などの他コースからも選択可能なカリキュラムを編成している点、専任教員の中には外国の大学のロースクール出身者（LL.A）が複数いる点では、評価基準の水準を満たす取り組みがなされている。また、教員の在外研究については平成19年度に1人、20年度に1人の派遣を内定しているが、学生の国際交流に関しては具体的な取り組みがなされていないことから、全体的には「B」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

カリキュラムの充実と外国のロースクールとの協定等について、議論を進めていきたいと考えている。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

平成16年度、17年度、18年度の各開講科目ごとの履修登録者数は、資料23のとおりである。

2. 点検・評価

本法科大学院の入学定員は50人であるが、募集については、未修者コース30人、既修者コース20人としており、少数精鋭の少人数教育によりその効果を十分にあげることを目指している。

法律基本科目の1年次生については1クラス30人となっているが、2年次生は50人を2クラスに分け、1クラス25人を標準とする少人数制を徹底し、対話を重視した教育を実施している。

3. 自己評定

授業はすべて50人以内の少人数制で実施しており、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

・入学定員に対する入学者数

04年度			05年度			06年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
50	54	1.08	50	43	0.86	50	53	1.06

- [注] 1 「入学定員」とは、文部科学省の認可を得た定員をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、少数点以下第2位まで表示する。

入学定員は、50人であるが、募集人数は未修者（3年制）30人、既修者（2年制）20人である。

本年度を含めて過去3年間の実際の入学者数は上の表のとおりである。

2. 点検・評価

入学者数と入学定員とのバランスは、上記1. で触れたように各年度のバラつきはあるものの、平均して100%であり、そのバランスは保たれていると評価できよう。

3. 自己評定

乖離がないので、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

現状では、入学者数と入学定員とのバランスは概ね維持されており、緊急の改善は必要ないと思われる。そのバランスを今後も維持するためには、入学辞退者数の予測をしながら、合格判定を慎重に行うことはもちろんである。

しかし合格判定は非常にむずかしいものであって、今後、バランスを失うことが具体化した場合には、合格判定基準を含めた入学試験制度を検討する必要があるでしょう。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

認可を受けた収容定員は 150 人であるが、既修者 20 人の 2 年次への入学を認めているために 130 人である。

本年度を含めて過去 3 年間の在籍者数は、下表のとおりである。

・収容定員及び在籍学生数

	06 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	30	41	1.37	0	0	6
第2年次	50	54	1.08	0	1	5
第3年次	50	34	0.68	0	0	0
合計	130	129	0.99	0	1	11

[注] 1 各年次における「収容定員」とは、各年度の入学定員のうちの未修者・既修者の募集人員をいう。

2 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。

3 上記表では、第1年次とは06年度未修者コース入学者、第2年次とは05年度未修者コース入学者および06年度既修者コース入学者、第3年次とは04年度未修者コース入学者および05年度既修者コース入学者をそれぞれ指し、進級の遅れた者は下級年次に留年者として組み入れる。

4 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示する。

5 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、06年5月1日時点における06年度退学者数、06年度休学者数をいう。

6 留年者数は、進級制限がある場合において、04年度、05年度の入学者のうち、進級の遅れた者の人数をいう。

留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まない。

2. 点検・評価

上記在籍学生数と、収容定員とのバランスを考えると、総計では、収容定員 130 人のところ、在籍学生数が 129 人であり、収容定員を超えず、ほぼ 100% に近い結果が出ているので、バランスが保たれていると評価できる。

しかし学年ごとのバランスが失っている。第1年次と第2年次で定員を上回

ってバランスを失している原因は、合格者のうち辞退者が予想を下回り、その上、留年者が加わったためである。逆に、第3年次で定員を下回ってバランスを失している原因は、合格者のうち辞退者が予想を上回る結果となり、しかも留年者が進級しなかったためである。

3. 自己評定

収容定員を超えず、乖離もほとんどなくほぼ 100%と評価できるので、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

2. で論じたように、各年次のバランスが失している現状を早急に改善する必要がある。先ず、入学者数と入学定員とのバランスを維持しなければならないが、この点については、8-3-2で論じられているので、再論しない。

次に、留年者が収容バランスを失する大きな要因となる可能性があることである。本法科大学院では、厳格な成績評価をしているが、教育の面で、進度の遅れた学生に対して、個別指導等を実施してきた。しかしそれでも、結果として留年者が出現することとなった。従前の通り、個別指導等を実施することは、もちろんであるが、それを行うことは、教員の講義準備等にも支障が生じかねない。また学則上、同一年次での留年制限がないため、最大4年間原級に留まる可能性もある。そこで、何らかの方策をとる必要性が認識されている。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

成績評価は、学期末試験、日常の授業への取り組み状況、授業での発言、課題への対応状況と成果等を考慮し、多元的かつ厳格に行うものとされているところ（駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第 35 条 1 項）、授業における質問・発言（オーラル）評価 30%、授業における提出レポート等の評価 30%、定期試験の成績 40%を基準とし、総合評価を出した上で、合格の評価を得た科目については、所定の単位が認定される（「平成 18 年度法科大学院履修要項」8 頁）。成績区分は、S（100 点～90 点）、A（89～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）、F（59 点～0 点）とされ、S、A、B、C は合格、F は不合格である。S 評価は、当該科目の履修者の 5%、A 評価は、当該科目の履修者の 25%を基準とし、B、C、F 評価については、特に基準は設けられていない（「平成 18 年度法科大学院履修要項」8 頁）。

なお、法律実務基礎科目のうち、「法律情報」、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」および「リーガル・クリニック」については、P（合格）または F（不合格）による判定がなされている（「平成 18 年度法科大学院履修要項」8 頁）。

2. 点検・評価

成績評価基準、すなわち成績評価の区分、成績評価の考慮要素等については、駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則および駒澤大学法科大学院履修要項に明記されている。これらは、入学時および各年度の初めに学生に配布されている。また、入学時におけるガイダンス等において全学生に対する説明がなされている。

3. 自己評定

上記したところから明らかなように、法律実務基礎科目の一部を除き、すべての科目につき統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、かつそれが学生に対して事前に開示されている。したがって、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

各教員は、期末試験実施の翌週に講評講義を行い、学生に対して出題意図や採点基準を説明し、学生が自己採点をし、その結果を自己の成績に照らして分析・検証できるようにしている。また、個々の学生から成績評価について質疑がある場合は、そのために設けられた成績質疑応答期間に各教員が個別の対応をすることとしている（「平成18年度法科大学院履修要項」9頁）。

2. 点検・評価

事前に定められた成績評価基準は、専任教員はもとより非常勤教員についても執行部を通じて周知徹底されている。そのため、各教員間に厳格な成績評価についての共通認識が存在している。その結果、事前に定められた成績評価基準と実際の成績評価との間には、概ね食い違いがない。

3. 自己評定

上記のとおり、事前に定められた成績評価基準に従い厳格な成績評価が実施されている。したがって、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

個々の科目の成績評価について異議のある学生は、そのために設けられた異議申立期間に、法曹養成研究科長に異議を申し立てることができる（資料 24）。この点は、入学時および各年度の初めに学生に配布される駒澤大学法科大学院履修要項に明記されているため（「平成 18 年度法科大学院履修要項」9 頁）、学生には周知されている。

2. 点検・評価

実際の成績評価を巡る疑義等については、期末試験の翌週に実施される講評講義の際の一般のおよび個別的解説、質疑応答期間における質疑応答およびこれら以外の機会における各教員による個別の説明等により、学生からの異議申立てに至るまでもなく適切に対処されている。

3. 自己評定

成績評価に対する異議申立手続を活用した実績はないものの、これは、そのような状況に至る前に成績評価を巡る疑義等につき適切に対処しているためである。したがって、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

本法科大学院の修了認定基準については、駒澤大学大学院法曹養成研究科学則 33 条および別表第 1 に規定されており、その内容は駒澤大学法科大学院履修要項により学生に開示されている。それによれば、本法科大学院の修了に必要な単位数は 94 単位である。そのうち必修科目は、法律基本科目 54 単位、法律実務基礎科目 7 単位、計 64 単位となっている。選択必修科目は、法律実務基礎科目 3 単位、基礎法学科目 2 単位、隣接科目 2 単位、展開・先端科目 18 単位、発展演習科目 2 単位、計 27 単位であり、選択科目は、展開・先端科目 6 単位である。また、展開・先端科目は、企業法務コースまたは市民法務コースのいずれかを主コースとして選択し 12 単位、主コースとして選択しなかったコース、公共法務コース、刑事法務コース、国際法務コースのいずれかを副コースとして選択し 6 単位選択必修として履修するものとされている。

また、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次にそれぞれ進級するには、一定の進級基準に達していることが必要とされる。この進級基準には、修得単位数による進級基準と GPA による進級基準がある。前者として、1 年次から 2 年次に進級するには、1 年次必要修得単位数 30 単位のうち 24 単位以上が必要とされ、2 年次から 3 年次に進級するには、2 年次必要修得単位数 31 単位のうち 26 単位以上が必要とされている。後者として、S 評価 4 点、A 評価 3 点、B 評価 2 点、C 評価 1 点、F 評価 0 点とし、GPA による評定平均値を求め、2 点以上であることが 1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次への進級基準とされている。この点も、駒澤大学法科大学院履修要項により学生に開示されている。

2. 点検・評価

本法科大学院の修了認定は、研究科教授会により審議・決定されるものとされているところ（駒澤大学大学院法曹養成研究科学則第 12 条第 12 号）、本法科大学院に 3 年（または 2 年）以上在学し、所定の単位（1. 参照）を修得した者には修了認定がなされることとされている（駒澤大学大学院法曹養成研究科学則第 42 条）。在学期間および修得単位数の算定は客観的な数字によってなされるため、恣意的な修了認定がなされることはない。

3. 自己評定

上記のとおり、恣意的な修了認定がなされるおそれはないと考えられるので、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

学業不振者に対しては、研究科長および専攻主任による面談の際に相当程度緩和された形で退学勧告がなされることもありうるのであるが、これを学則などにおいて制度化するにあたって考慮すべき事項についてはなお検討を要するものと思われる。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

平成 17 年度の修了認定は、対象者数 19 人、修了認定者数 19 であった。修了認定を受けた者のうち、修得単位数が最多の者は 103 単位、最少の者は 94 単位、平均は 95.6 単位であった。

2. 点検・評価

平成 17 年度の修了認定は、平成 18 年 2 月 22 日午後 5 時より開催された研究科教授会において行われた。すなわち、研究科長より「平成 17 年度法科大学院修了判定資料」について、修了に必要な要件および単位数について説明がなされ、判定がなされた。これは、駒澤大学大学院法曹養成研究科学則第 12 条第 12 号および同第 42 条に則った処理である。

3. 自己評定

以上より、修了認定は、修了認定基準および手続に従い適切に実施されているものと考えられる。したがって、「合」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

修了判定に対する学生からの異議申立手続については、「修了判定についての異議申立てに関する取扱内規」（資料 25）に定められている。それによれば、修了判定についての異議のある学生は、所定の異議申立書により、修了判定のあった日から3日以内（初日算入）に、法曹養成研究科長に異議申立てを行うことができるものとされている。異議申立てがあったときは、当該科目の担当教員および研究科長の指名する教員2人が協議を行い、再度、成績評価を行うこととなる。研究科長は、再評価の結果と理由を、異議申立てをした学生に文書で通知をする。

2. 点検・評価

「修了判定についての異議申立てに関する取扱内規」は、平成18年2月22日に開催された研究科教授会において成立し、平成18年4月1日から施行されている。ただし、その成立時期からくる時間的制約により、平成18年度の履修要項等に掲載することはできなかった。学生に対する修了判定の結果発表以前または遅くともそれと同時に上記内規の内容を学生に対して開示することを予定している。

3. 自己評定

以上に述べたところに照らすと、異議申立手続は適切であり、したがって、「A」評価に値すると思われる。

4. 改善計画

特になし。

第4 その他

特になし。